

平成 22 年 8 月 31 日（火）  
地方行財政検討会議第 2 分科会

大阪市監査委員見解

＜問題意識と必要なガバナンス強化策＞

大幅な地方への財源移転に当って、その前提となるのは地方の側が今迄以上に、一方で財源の受入れ、適確な執行能力を準備し、他方で住民へのパブリック・アカウンタビリティを中心とするガバナンス体制の確保が可能となるかが問われる。

要するに、今後不適正資金問題が再び繰り返されない、行政システムの確立が前提となる。

- ・ 不適正資金（問題）を指摘できなかつた監査委員制度の限界や問題点がしばしば議論される。監査委員や監査委員事務局職員の首長からの独立性や専門性の欠如が不適正資金を生んだという証拠は何処にも見当たらない。
- ・ 監査委員監査にしろ外部監査にしろ、監査制度が本来の機能を発揮できるのは、組織の内部統制が確立していることが前提となる。したがって、モデル案すべてに、内部統制システムの導入が指向されていることには賛同したい。
- ・ 監査制度の改革の前に、内部統制制度の確立こそがガバナンス強化のための先行要件である。
- ・ 不適正資金は、社会の行政に対する意識の変化（社会的常識の変化）に対し鈍感であったことや単年度主義・現金主義をベースとする予算会計制度の問題点など様々な要因に起因している。したがって、財務会計制度の検証・見直しこそが重要課題である。
- ・ 監査委員制度は、パブリックガバナンスの主要な一翼を担うものであるが、監査委員監査だけが、パブリックガバナンスの全てではない。
- ・ 監査委員制度を全面的に見直しても、ガバナンスの強化に結びつくとは考えられない。内部統制制度と監査委員制度、議会によるチェック機能の総点検が重要である。

- 内部統制といっても範囲は広く、内部監査、内部監察、内部評価、公益通報制度などが含まれる。
- 監査委員監査と内部統制システムとの連携強化、外部監査である包括外部監査や個別外部監査との連携強化がこれからの課題である。

## ＜大阪市のガバナンス強化策＞

- ・大阪市では、監査委員の首長からの独立性を向上させるため、2006年4月から識見委員2名をすべて民間から登用している。また、事務局職員の独立性・専門性を高めるため、公認会計士2名を任期付職員として採用している。さらに、2010年からは民間のノウハウを監査に生かすため、アドバイザーリーススタッフ制度も導入した。
- ・同時に職員厚遇問題の発覚を契機として、2006年「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（いわゆる内部統制条例）を制定した。
- ・その中に位置づけられている公益通報制度が職員からの告発の形で不適正資金を浮かび上らせた。
- ・一部の部局では内部監査の導入も見られるが、全部局への浸透には至っていないし、内部監査が有効に機能しているとも言い難い。内部監査の質の向上も課題。
- ・大阪市の事例でも明らかなように、外部監査も信頼性という点で絶対ではない。
- ・監査委員監査と内部監査、監査委員監査と外部監査の連動がこれからの課題。
- ・要するに、大阪市は、監査委員監査を首長側が実施する内部監査と外部専門機関が実施する外部監査との中心点に位置づけ、可能な限り、独立性・専門性を向上させる努力やノウハウの蓄積に努めてきた。
- ・3Eを中心とする行政監査を強化するための方策は、現在鋭意検討中である。
- ・行政実務に明るい職員による行政監査の実効性ある推進こそ、財政状況が厳しい状況下での市民の期待に応えることになる。行政監査の廃止は考えられない。
- ・そのため行政においても、管理会計的視点、IE的視点の導入をはかる必要がある。

## ＜監査を受ける側の認識＞

1. 大阪市は平成 17、18 年に過剰な職員福利厚生、不適正な同和行政から脱却するため改善処置を講じたが、そのうち 2 点を述べる。
  - ① 内部統制の具体化
  - ② 外部から代表監査委員の任命
2. ①について特徴的なものを 3 点
  - (1) 団体との協議の持ち方⇒労働組合、市民団体等との交渉を公開した。
  - (2) 要望等記録制度⇒議員を含めすべての要望を記録することが職員に義務付けられ、違反すると罰則がある。結果「口利き」がなくなった。
  - (3) 公正職務審査委員会⇒オンブズマン支援の弁護士を長とする委員会に、職員が市の組織を経ず直接内部通報できる制度で、設立当初は年間 800 件を越える通報があった。また情報公開が進み、オンブズマンの評価ではあるが、政令指定都市で上位に位置づけされている。
3. ②については、それまで職員 OB が就いていた代表監査委員を外部登用し、議選監査委員を含め、適切な緊張感のある監査委員会議が進められている。
4. これらに加え、任期付職員として公認会計士を 2 人採用している効果もあり、監査事務局の職員が発見した事象について監査委員に復命し、監査委員の判断により公表されると認識しており、また監査を受ける所属の職員も指摘を免れるという意識はない。
5. さらに、監査指摘にかかる措置状況の報告は、措置完了するまで年 2 回報告を求め、状況をホームページで公表するとともに、全局の所属長と実務担当者を対象に年間の指摘事項について説明会を毎年開催し、他所属の指摘事例について大阪市全体に周知し類似した事例の未然防止に努めている。
6. 結論は、内部統制を具体的に機能させ、代表監査委員を外部登用することで、監査も含めた市の職員全体も、監査委員制度も本来の機能を発揮できるようになったと考える。

# 公認会計士ずさん監査

H22.2.6(水) 読売

## 決算書「財政は健全」報告 確認せず

### 大阪市外郭団体

大阪市の外郭団体「市消防振興協会」の経営状況について、2008年度に包括外部監査回を行った公認会計士(66)が、決算書などの財務諸表を点検していないのに報告書に「決算書を確認した」と記載し、「財政状態は健全」と評価していたことがわかった。市の独自監査で今年5月、同協会のずさんな会計処理が発覚し、市監査委員は「外部監査人の主張や説明とは大きな乖離がある」と異例の指摘をしていた。外部監査の信頼性が損なわれかねない事態に、専門家からは「前代未聞の手抜き監査で、到底市民の理解は得られない」と批判の声が上がっている。

同協会は、市民の防災意識向上などを目的に1992年に設立。市が100%出資し、応急手当ての知識を広める講習会の開催や月刊誌「大阪消防」の発行を市から随意契約で請け負うなどしている。市によると、問題の外部監査は、同協会な

ど計13外郭団体の財務処理や経営の効率性などを検証する目的で行われ、市は会計士と06、08年度に契約を結び、各年2000万円の報酬を支払っていた。

この会計士は報告書で「03、07年度の決算書を開係書類と適宜照合した」な

どと明記。同協会について、発行書籍の在庫が多すぎる点などを指摘したが、「財政状態は健全と言え」と結論づけた。

一方、市監査委員が同協会を個別調査したところ、08年度の帳簿の収支が12か月すべてで一致していないか

たり、会計年度区分を勝手に変更するなど、数々のずさんな会計処理が明らかになった。07年度も同様だったが、外部監査では一切触れられていなかった。

不審に思った市監査委員が今年3月、会計士から事情聴取。会計士側は「監査日数が短く、財務諸表のチェックはできなかった。出納事務よりも委託契約の中心に焦点を絞った」などと説明し、「『健全』と記載したのはよくなかった」と話したという。

市監査委員の一人は「多額の税金を使っており、市

民は当然、財務諸表を監査していると思っ

ていて、報告書では「外部監査は市民の納得を得るものとなるよう取り組むべきだ」と言及した。

会計士は読売新聞の取材に「包括外部監査は財務諸表に何らかの保証を与えるものではない。団体ごとの監査方法を逐一記載すれば(見なかったことの)誤解は生まれなかったが、そのような断り書きは煩雑で、市民の関心事でもない。監査人としての責務は十分に果たした」としている。

自治体の包括外部監査の

自治体が弁護士や公認会計士ら外部の有識者と契約し、その自治体の予算執行や組織運営が適正に行われているかをチェックする制度。カラ出張などが社会問題化し、1997年の地方自治法の改正で中核市以上は義務付けられた。監査のテーマは監査人が設定する。

評価付けを行っている「全国市民オンブズマン連絡会議」幹事の井上善雄弁護士の話「監査の視点が違つと言っても、財務諸表さえ見ているのは契約不履行だ。市は外部監査の対象になった他団体についても調査し、結果次第では報酬返金を求めるべきだ」

## 全国都市監査委員会 理事会 意見

- ・全国都市監査委員会においては、監査制度改革についての緊急アンケート（8月上旬）を行ったところであり、それらから見て取れるのは、次のとおりである。
- ・地方行財政検討会議における現行監査制度に関する「課題」認識は、ある面的を射ているところがあるものの、一面的・限定的な見方にとどまっていると思われ、全国どの都市に対しても普遍的に妥当するものではないとの各都市の意見である。
- ・また、「課題」認識を前提に検討されている制度改革の方向性や、具体的なたたき台案の内容についても、評価し採用を志向する都市も一部に見受けられる反面、制度設計が不透明・不明確との指摘や、必要性や効果等を疑問視する都市も多い。
- ・さらに、対処すべき「課題」があるとするれば、それらは、殊更、抜本的な制度改革を行わなくとも、むしろ、現行制度運用面での改善で充分ではないかとする都市が大半で、不正を生む土壌となった財務会計制度自体の検証・見直しこそが先決問題としている。
- ・したがって、特に現行制度の抜本的改正が必要というのであれば、現行制度を廃してまで新たに全国単一、画一的な制度を義務づけるのではなく、現行制度に加え、十分に議論を尽くされた新たな制度を並列的に用意し、各都市において慎重・詳細に検討を加えた上で選択できるようにすべきである。各都市(市長や議会)が自らの都市に最適な監査制度を選択する責任を負うような制度にすべきではないか。
- ・それが、地方分権、地域主権の考え方にも適うものと信ずる。
- ・いずれにしても、各都市の実態を踏まえることはもとより、議会制度改革（議員選出監査委員の議論も含め）、内部統制システムの整備議論等との整合性も図り、拙速に陥ることなく議論を尽くされるよう強く要請する。

平成 22 年 8 月 31 日（火）

地方行財政検討会議 第二分科会(第 5 回)

全国都市監査委員会

会長都市 大阪市発言要旨

「監査制度の見直しの方向性について（たたき台）」  
に対する意見

〔理事会出席都市〕

[意見内容]

不適正な経理処理等の防止を主たる目的とするのであれば、現行会計制度における出納整理期間の問題や、単年度主義、現金主義を基本とする予算・決算制度の弊害等の課題を洗い出し、どのように見直していくのか、また、新公会計制度における複式簿記・発生主義会計の導入、ストック情報の取扱い、会計基準の明確化、さらには、決算報告書体系の確立等をどのように推し進めていくのか、併せて、自治体において、実効性を持った内部統制システムをいかに構築し、運用していくかを慎重かつ詳細に議論・検証をしていくことが何より重要なのではないか。

その上で、これらの制度、システムの適正かつ有効的・効率的な運用を確保するための一つの方策として、監査制度をどのように見直していくかの議論がなされるべきなのではないか。

今回示された素案においては、コスト面の検証はなされているのか、補助職員等の人員配置を含め、具体的にどのような組織構成とするのか、議選の監査委員の存在意義をどう捉え検討しているのかなど、不明な点が多く、現時点で、どの案がいいのかとの判断は難しい。

併せて、内部統制（内部監査）、そして内部監査役、外部監査人による監査について、役割分担を明確にするとしているが、案によっては、重複した監査になってしまうのではないかと懸念もぬぐいきれない。

各自治体の規模、財政状況等の違いによって、監査を取り巻く状況、考え方はさまざまである。

今後は、制度設計の詳細について、さらに具体的な検討が行われると思うが、各自治体における課題、現状等をしっかり踏まえた上で、十分な議論・検証を進めてほしい。



[意見内容]

全体として、外部監査人等による監査の範囲を拡大して専門性などの点で改善を図るという考え方を中心に3通りの素案が組み立てられていると受け止めているが、今回の見直しに当たっては、現状の課題や現実を踏まえた具体的に更に詳細な検討が必要であると認識しており、行政実務の専門性の確保の他に、各自治体の規模や置かれている状況など、現実的な可能性に基づく考察も必要で、具体的には以下の問題があると考えている。

案によっては、外部監査人が行う監査の範囲と業務量が現行に比較し多くなることから、大都市以外においては、会計士等の人数は多くないため、内容によっては引き受ける者がいないという事態の発生が懸念される。

内部統制の整備の視点については評価できるが、組織に係る人的負担等や、外部監査に要する経費の増加が生じ、自治体の規模によっては、対応できない市町村が出てくる恐れもある。

監査の枠組みの他に委員の選任についての考え方が併せて提示されないと十分な判断は難しく、議会選出委員や行政経験者である委員の果たしてきた役割や、今後においてどのように委員が選任されていくのか議論・検討が必要である。

国庫補助金の不適切な執行が発生した場合、国による監査との関係や責任はどうなるのか、また案によっては外部監査人、内部監査役、監査委員と関係が更に複雑になっており、整理が必要である。

監査共同組織が提示されているが、各自治体や地域の実情や情報に詳しくない者が選任され、監査の実施の際に各自治体の担当者の説明等に要する労力が現行制度に比べ増加する恐れがある。

[意見内容]

今回の監査制度の見直しの発端が不適正な財政処理、会計処理が行われていたことについて監査制度が十分に機能しなかったことをあげ、現行制度の課題を指摘しつつゼロベースでの制度見直しを掲げている。しかし、指摘するような問題が現行の監査制度一般の問題として把握すべきものであるかを冷静に見極める必要がある。各都市で行われている監査が有効に機能しているかを首長、議会など監査の実態を知りうる外部の機関において客観的に評価したうえで、改善点を見出すべきものとする。

見直しの3案とも内部監査と外部監査を明確に区別することを第一義としているように見受けられるが、確かに現行制度は内部か外部かが判然としないものとはなっているが、それが本質的な問題といえるか疑問が残る。もちろん決算審査のような独立性、専門性を重んじるべき分野においてはそのような観点が重視されるものではあるが、通常の財務監査、行政監査については中間的な性格をもった制度であるがゆえに有効に機能するという面がある。

①案及び②案では決算審査等を外部監査人が行うこととし、その指定を監査共同組織が行うとしているが、当該自治体の市長、議会の役割が明確でない。民主的手続きに違背するおそれがある。また、実務的に集中する決算期において果たして対応可能な体制を構築できるか疑問がある。同様に③案で示されている地方監査共同組織においてもすべての自治体の決算審査を適正に行える体制を整備できるか、できたとしてもそのような体制は大きな無駄を抱える結果とならないか危惧される。

現行の監査制度は都道府県、大都市、中小都市さらには町村まで同一の制度とされているが、実態的には大きな相違がある。制度見直しにあたっては一律の制度ではなく、規模にあわせた柔軟な制度を構築すべきである。

その他、次に掲げる意見を申し述べたい。

- ・ 行政監査は廃止することとされているが、有効な監査を行っている自治体もあり、一律に廃止することは問題がある。
- ・ 本市では工事監査も内部職員において行っており、これまで設計、施工の問題や廃棄物処理の問題等について指摘を行ってきた。有用性が十分認められ、存続させることが必要である。
- ・ 公営企業の監査については決算審査、例月出納検査と経営に関する監査は一連のものとして捉えるべきものであり、分離することなく同一の組織において監査を行うことが望ましい。
- ・ 不適正な会計処理をただすことを眼目の一つにおくのであれば、むしろ現行の財務会計制度の見直しを早急に行い、無理な単年度主義など不合理な制度の是正を図るべきである。

[意見内容]

不適正な会計処理が自治体で発覚していることについては、横浜市としても真摯に受け止め、同様の事態を起さぬよう、厳粛に取組みを進めていく覚悟です。

一方、地方自治法の抜本改正の一部となる監査制度の見直しについては、それが真に地域住民にとって意義あるものとなるよう、一自治体として意見を申し上げます。

## 1 監査制度の見直しの前に、まずは「財務会計制度」を検証していただきたい

### (1) 現行の財務会計制度は、地域住民の価値観に沿っているか

自治体が依拠する財務会計制度は、民間の会計制度と著しく異なり、厳格な単年度主義や通常では使えない繰越制度をはじめとした特異なものとなっています。これらは、分かりやすさがある一方で、実際に民間事業者と日々商取引を行いながら行政サービスを展開する上で、著しい制約となる場面が多々見受けられます。

勿論、地域住民がこの制約を有意義なものとして認識しているのであれば、自治体が制約を引き続き遵守すべきことは論を待ちません。しかし、住民と対して行政サービスの最前線を担っている基礎自治体では、その実感を得にくいのが現実です。

現行の財務会計制度が、住民の価値観に沿った有意義なものであるのか否か。

これを検証するとともに、課題が認識されれば直ちに財務会計制度の抜本的改正を躊躇なく行うことが、新たな時代にふさわしい価値ある自治体行政の展開のために、求められていると考えます。

### (2) 監査制度を先行して改正した場合に地域住民が被る不利益

財務会計制度の見直しを行わずに監査制度のみを先行して変更した場合、改革したという実績は残ります。しかし住民が切望する、より柔軟で効率的な自治体運営は望めません。

その理由は、引き続き特異な制度が存続し、その運用に対する遵守チェックの仕組みだけが変更されるからにほかなりません。

## 2 監査制度改革で求められるのは、地域主権を実現するための仕組みの構築

現行の監査制度の中で、各自治体は自らの説明責任の範囲内において、**地域住民の意識や地域の実情を踏まえて工夫を凝らし**、地域にふさわしい仕組みを醸成してきました。地域で活動実績のある有識者や専門家を監査委員として登用し、独立性・専門性を確保することも、その一環です。

今回の地方自治法の抜本的な改正が、地域主権を標榜する中で行うものである以上、地域がその実態を踏まえて**自ら選択可能なもの**となるよう、仕組みを構築していただきたく、切にお願いいたします。

[意見内容]

1 監査制度の見直しの方向性に対する意見

現行の監査委員の廃止を前提とした監査の在り方について 3 通りの案が示されているが、外国の監査制度を地方自治システムが異なる国の監査制度のみを切り取って、取り入れることには問題があるので、慎重に検討すべきである。

また、自治体という組織の監査は、当該自治体の実情、実務に精通したいわゆる内部の者と外部の者の双方が連携し、それぞれの視点で有効に機能してなされるものである。このことは民間企業でも同様である。

したがって、外部の者が一時的に行う監査を主体とする制度とすることには賛成できない。

地方行財政検討会議は、自治体の監査の現場の実情を十分把握してのものか疑問であり、改正に関する議論は慎重に行うべきである。また、各自治体の規模や実情に応じた選択肢を残すべきである。

2 監査委員制度の充実に関する意見

監査制度の見直しに当たっての課題等については十分認識しているが、本市においては、監査委員、監査事務局、包括外部監査という現在の監査制度は、概ね有効に機能していると考えている。現行制度の改善として、個別監査制度の拡大、監査委員の外部補助者制度の創設、監査事務局職員の専門性の充実や監査委員等を育成する全国的組織の設置などを図ることにより、現行の監査委員制度の充実が図れるものと考えている。

[意見内容]

従来から、架空出張旅費問題等を契機として、地方制度調査会における議論・検討を経て、逐次、地方公共団体の監査制度の改善や外部監査制度の導入等の行政チェック強化が図られてきたところである。

今回、地方行財政検討会議（第二分科会）から「監査制度の見直しのたたき台」として3案が提示されているが、長サイドに「内部統制体制の整備」を義務付けている点は評価するものである。

一方、現行監査制度の改正に係る部分では、地方公共団体の規模の相違等を前提とした緻密な制度設計が求められる。

そのためには、「内部監査と外部監査が担う監査区分」の妥当性への評価のほか、「外部監査人」の導入・活用に当たっては現行外部監査制度の検証が前提となる。

そのほか、制度見直しの発端となった「不正経理」の発見に対する有効性や、全国組織の位置付け、内部監査役と監査委員（事務局体制を含む。）との相違点等を明確にした上で、慎重な議論を尽くすことが必要であると思料する。

[意見内容]

自治体監査制度の改正に当たり、改正の背景となる現行の財務会計制度の問題及び課題等を徹底的に検証し、地方公共団体が堅持すべき財務会計制度を明らかにし、その上で適正かつ効果的な監査制度のあり方が論議されるべきであると考えている。

また、市町村の実情の把握、検討が十分になされないまま、拙速に「監査制度の見直しの方向性について（たたき台）」が先行した場合、多くの矛盾点が発生する恐れがあり、近年、監査制度に関心が高くなっている国民に対して、行政への不信感をあおる結果になる。

今回の取組みが地域主権を実現するための自治法改正であるならば、全国の監査制度を一律に改正するのではなく、財務会計制度全体の見直しの一環として、地域の意識や意見を聴取した中で監査制度の改正を行うべきであり、地方公共団体が自らの責任で監査のあり方を選択し、地域にふさわしい制度設計とすることが肝要であると思う。

[意見内容]

## 1 たたき台に対する意見

我が国の財政状況は極めて厳しく、自治体の財政健全化が求められる中、ガバナンスを確立し、市民へのアカウンタビリティを果たすためにも、監査制度の見直しが必要であるが、たたき台の3案については、いずれも賛成しかねるものである。

- (1) 監査制度の見直しにあたっては、行政の監視機能という共通の役割を担う議会の機能のあり方と併せて検討されるべきものである。(決算認定、財政健全化審査)
- (2) 地方自治の基本理念からして、監査については、それぞれの自治体に1個の監査機能が付与されるべきである。

小さな市や町村において監査機能の共同設置は有効性があるとも考えられるが、その導入については各自治体の裁量に委ねられるべきである。

また、日常的に監査に携わる事務局が自治体内に置かれていることが大切と考える。

- (3) 強いて言えば、見直し案②が自治体として受け入れ可能とも思われるが、その場合においても

①内部監査役を何人程度いかなる有資格者から選任するか、合議制機関とするか否かなど難しい課題がある。また、内部・外部監査の事務局体制をどのようにするのか。

②他の案でも共通しているが、財務監査を内部監査で行い、決算審査や健全化判断比率の審査を外部監査で行うことは、両者の監査ないし審査には共通性や関連性が強いことから、実務面から考えても、実効性のある監査体制となるか疑問がある。

- (4) 見直し案③の都道府県単位の監査共同組織については、都道府県に置かれるのかあるいは広域連合や一部事務組合となるのか明らかでないが、円滑で効果的な運営を行うためには多くの課題があると思われ、また、都道府県中心に運営される懸念があるので、基礎的自治体である市町村への配慮が必要である。

なお、この組織を中央政府の機関とすることには反対する。

※会員都市からの意見はほとんどなく、意見集約をすることはできなかった。

主な意見は次のとおり

- ・実現性が高いのは②案であり①案の内部統制の実効性には疑問がある。
- ・見直し案③をベースとする。(共同組織の職員は独自採用として人事交流も行うべきでない)

## 2 現行の監査委員制度の見直しについて

監査機能の強化を図り、持続可能な監査制度とするため、次の2点について積極的な検討が必要であると考えている。

- (1) 議選委員の存廃と廃止する場合の代替案
- (2) 監査事務局体制の強化が必須であることから職員の研修制度・資格付与制度の導入、自治体の規模に応じた職員数の配置基準の設定など

[意見内容]

・今回の監査制度の見直しは、地域主権改革の一環として進められているが、不適正経理防止の観点からの制度見直しに力点が置かれており、未だ地方政府確立に向けた自治体監査制度のあるべき姿についての基本理念が明確に示されていないため、今後改めて示されることを要望したい。

また、提示された各案に示されている「監査共同組織」については、こうした理念が示されていないことから、一律に導入して、具体的にどういった面で現在より成果が期待できるのか、不明確である。

・各自治体が、人口や財政状況など様々な要素において、規模も抱えている課題も異なっており、地方政府の確立という観点から見れば、政策立案からチェックまでその自治体で完結することがあるべき姿であることから、監査実施にあたり、各自治体の規模や実情に応じた一定の裁量（選択肢）を設けるかどうかという点について検討が必要ではないだろうか。

・不適正経理の排除を目的とするなら、まずは現行の財務会計制度において、それを引き起こしてしまった原因分析を重点的に行った上で、これを踏まえ、現行の監査制度を今後どのように補完し改正していくかを検証すべきであると考えるが、監査委員制度は改正案が示されているのに対し、財務会計制度の具体的な改正案が示されていない。

・監査を含め、地方自治体の事務は、地方自治法第2条「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、…、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」に則って行われているが、経費面の監査(財務監査)のみでなく、効果面を検証する監査即ち、業務の経済性、有効性、効率性といった業績評価を視点とした行政監査は、今後益々重要視されるべきであり、「たたき台」に示された全ての案において、行政監査が排除されていることには、大いに疑問を感じる。



[意見内容]

1 見直し案全体の方向性について

・財政援助団体等監査について、長が行うこととしているが、長と団体の関係の現状を見ると、長では客観性や公平性の観点から十分なチェック機能が果たされないと考える。

・不適正な会計処理は、大半が組織的な行為により発生するものであり、長が行う内部統制により防止できるか疑問である。

・監査機能の中心となる事務局の位置付け（人事面、調査機能を高める観点）の記載がなく補助的組織としてのあり方が不明確である。

・見直しの実現に向けた行動スケジュールについて、どの程度の期間をもって新制度に移行していくのか不明確である。特に地方監査共同組織や外部監査委員への委託など、その受け皿としての体制づくりや、公共団体の規模による取組など、短時間で移行できるとは考えられないことから、相当の導入期間が必要であると考ええる。

2 それぞれの案について具体的な説明がなく、現行制度の課題解決にどのようにつながるのか、また、メリットや課題の整理もないため、意見を出しにくい状況にある。

あえて言うならば、長や議会の理解、監査の外部委託や地方監査共同組織の設置する体制の実効性が取れるのか、今後の環境整備が課題になると考える。

いずれにしても、統一的な監査基準の作成をはじめ監査の独立性、公平性、専門性の確保と実効性が伴い、監査結果に対する責任の所在についても明確な制度設計をすべきであると考ええる。

[意見内容]

**1 監査制度の見直しの考え方の議論の前提を検証すべき**

「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」（平成 22 年 6 月 22 日総務省記者発表資料）においては、国庫補助事業にかかる不適正な経理処理や、一部自治体における不適正な決算など近年の不適正な事例を監査制度に由来するものにとらえ、自治体の監査制度が有効に機能していないのではないかとの疑問を投げかけている。

しかし、それは監査制度上の問題ではなく、運用上の問題であり、決してゼロベースの見直しを必要とするほど現行の監査制度が機能していないわけではない。運用面の改善を図ることにより、十分現行制度の充実・強化が可能である。

上記を踏まえたうえでの議論を進めるため、日々実務に携わり、自治体の実態や問題点を熟知している自治体監査関係者の意見を聞くべきである。

**2 制度改正に影響の及ぶ長、議会等の意見も聞くべき**

「監査制度の見直しの方向性について（たたき台）」（平成 22 年 7 月 22 日第 2 分科会関係資料）では、現行制度における長や議会の権限の廃止等を前提とした案が提示されているため、監査委員だけでなく、長、議会、会計管理者など幅広い影響が懸念される。したがって、これらの関係者の意見も聞くべきである。

また、制度改正により各自治体の予算・組織・定員のみならず、行政委員会のあり方など他の制度にも大きな影響を及ぼすおそれがあるため、拙速に議論を進めることのないようにするべきである。

**3 地域主権を実現するため、自治体の独自性が発揮できる制度とすべき**

地方主権への流れのなかで、全国の自治体は人口や地理的条件などにより、各自抱える実情は様々であるため、全国一律の制度改正にこだわらず、各自治体の主体性を重んじた、各自治体がそれぞれの実情を踏まえた効果的な手法を採用できるような制度とすることが望ましい。

[意見内容]

自治体監査は、公正で信頼される市政の進展のため、首長、議会、他の行政委員会等とともにその役割を担うものであると考える。

その監査においては、会計上の不正摘発や数値的な評価もさることながら、予算が公の価値観に照らして適正に執行されているか否かといういわば施策の妥当性といった判断も求められている。

監査委員はそれぞれの自治体の健全な行財政運営の一翼を担っている自負があり、この機能を全面的に外部に委ねられるのか疑問である。

この度の議論の発端は、いわゆる不適正経理等を踏まえたものであり、監査委員制度が十分に機能しなかった点については、改善に向けた議論がなされるべきであるが、不適正経理の発生過程の検証が不十分なまま、その解決を現行監査委員制度の廃止に求めた「たたき台」からは拙速の感をぬぐえない。

現時点で必要なことは、まずは現行制度の持つ課題を検証し、その改善に向けた監査委員の機能強化のほか、財務会計制度、議会の役割など多方面からの議論がなされることであり、そうした議論が不十分なままの制度改正については、慎重な対応を求めたい。

[意見内容]

自治体監査制度の見直しの議論においては、まずもって全国共通的な自治体監査基準を明確にすることが検討すべき課題であり、現行制度の抜本的改正を行う緊急性・必要性が果たしてどれだけあるのか疑問である。

また、自治体の監査の現場の実情を十分把握した議論を行うべきであり、改正に関する議論は慎重に行うべきである。

・見直し案①について

外部監査人に監査事務の概要を委ねることとなるが、その組織体制がどのようなものになるのか明確ではなく、また、外部監査人に対し、決算審査以下、多くの監査事務を委託することは、現在の財政状況の下では現実性に問題があるのではないか。

・見直し案②について

独立した執行機関としての「内部監査役」と内部統制担当部局を別の組織とすれば、内部監査役の独立性・専門性はあるものの、内部統制担当部局との職務分担が曖昧となる可能性がある。

・見直し案③について

独自で人材を得にくい規模の自治体にとっては複数の自治体が共同で見直し案の「地方監査共同組織」を設置することは、有効な案となりうるが、一律にすべての市町村を対象とした組織を都道府県単位で設置することに加え、いくつかの自治体が共同して監査を行えるなど弾力的な組織として実施できるようにすることも検討すべきである。

[意見内容]

「見直しに当たっての課題」

現行制度の課題として掲げられた5項目については、いずれも同感。

特に、「内部の職員の専門性が不十分」及び「監査基準の不存在」に視点を置いた見直しが必要だと考える。

従って、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与、研修の実施を任務とする「監査共同組織」の構築が最重要課題となる。

「見直し案」

中規模以上の地方公共団体については見直し案②を、小規模地方公共団体については見直し案③を中心に進める。

ただし、「住民の直接請求による監査」「住民監査請求による監査」を担う主体は、外部機関とする方向が望ましいのではないか。

また、「財政援助団体等の監査」は、行政部門との人的なつながりを持つ財政援助団体等も多いことから、長が自らチェックするのではなく、内部監査機関に担わせるべきだと考える。

近畿地区 京都市

[意見内容]

提出なし。

[意見内容]

今般示されました「監査制度の見直しの方向性について（たたき台）」につきましては、制度見直しの枠組みが示されたなかで詳細が不明確なため、具体の意見を示すことは難しいですが、以下の点について意見を述べさせていただきます。

1. 3案いずれの案についても、決算審査及び例月出納検査等と財務監査の実施主体の異なる案となっています。しかし、このことは地方公共団体の行財政運営の適切性を担保する役割を担う監査本来の趣旨を損なうものと思われまます。
2. 次に財政援助団体等の監査については長の監査とされていますが、このことは監査の独立性、専門性の観点から課題があると考えます。
3. 最後に、今回の監査制度の見直しについては、一部の自治体における不適正な事務処理に端を發し検討されているものですが、これまでも意見を述べていますが、自治体の規模の大小、自主性に配慮された制度設計について、検討がなされることを要望いたします。

[意見内容]

不適正な経理処理が広範な地方公共団体において行われていたことは憂慮すべきことである。

しかし、そのことが、現行の地方公共団体の監査委員制度、外部監査制度の全否定には直結しないと考える。

より機能的効果的な監査制度の実現のため、抜本的な見直しを含め、広範囲で検討することに異議を唱えるものではないが、理想形、諸外国の例は視野に入れつつも、地方公共団体の住民意識から乖離することなく、地方公共団体の事務執行を、実質的、現実的に監査ができるしくみの構築が必要であると考え

そのためには、

一次的には、執行機関の内部に首長のもと内部統制機関を置くこと

(本市においては行財政局に監察室を設置し、コンプライアンスの推進、自主監査・相互監査等により公正な職務の執行の確保にあたっている。)、

二次的には、地方公共団体の内部ながら一定の独立性が確保された現行の監査委員制度の専門性・独立性を強化しつつ、地方公共団体の財務に関する事務処理についての知識・経験を有する強みを生かして、主体的に事務処理の監査を行うとともに、首長のもとの内部統制機関の機能状況もチェックすること、

三次的には、地方公共団体の外部に、独立した高度な専門家集団による機関を設置し、一次的監査・二次的監査を含めて地方公共団体の内部統制、内部監査の機能状況について、ヒアリング、モニタリングにより客観的評価、基準合格の認定を行うこと

(それにより、内部統制・内部監査の質の確保、レベルの維持・向上をはかる。)

(イメージとしては、ISO規格の登録審査、更新審査を行う外部の審査機関)

といった重層的な制度を検討していくことが望ましい。

加えて、地方公共団体の組織規模、現行の組織(例えば、複数の行政委員会の事務局の兼務、長の内部統制機関の既存)等の違いを踏まえて、各地方公共団体が実情と住民意識に応じた方式を選択できる制度を求めたい。



[意見内容]

地方行財政検討会議のたたき台において、全体として課題等の認識が、各自治体の規模を考慮したものとなっていないため、更なる検討が求められる。

例えば、都道府県、政令指定都市、中核市等とその他の市町村とでは、課題も異なってくることは当然のことである。これを明確に意識しないままでは、解決策も実状に合わなくなる。

検討会議に、現状認識をしてもらうべく実態を伝えていく必要があると考えます。

実態を把握したうえで、監査制度にとどまらず、現行の地方自治制度の改革に取り組んでいただきたい。

また、提案されている全国一律（単一）の監査組織では、各地の状況に的確な対応が困難と思われる。確かに、各自治体から独立した監査組織は必要と考えられるので、今後は、その組織、方法等についての議論を深めていただきたい。

[意見内容]

地方自治法の抜本改正に向け、地方行財政検討委員会において検討されている監査委員制度の見直しは、地方公共団体において、国庫補助事業に係る不適正な経理処理が行われていたこと、また、一部において、不適正な決算が調製され、監査委員の審査も不十分であったことから、現行監査制度が有効に機能しているか疑問があるとして、検討が進められている。

その中で、現行制度の課題として

- ① 監査委員制度の課題～独立性・専門性に限界～
  - ② 外部監査制度の課題～専門性・組織性～
  - ③ 監査を担う人材の課題
  - ④ 監査基準についての課題
- が挙げられている。

そして、その課題は現行制度そのものに内在するとして、現行の監査委員制度、外部監査制度については、廃止を含め、ゼロベースで大胆に制度を見直すことを前提として、今回、3つの案が提案されている。

- 1 しかしながら、次の理由により、基本的には現行の監査制度を維持したうえで、その充実により課題に適切に対応することは可能であると考える。

(理由)

- (1) 不適正な経理処理問題は、

- ア 補助事業の仕組み等財政制度の改善
  - イ 執行機関の内部統制の充実・強化
  - ウ 監査委員制度における監査基準の明確化、調査権の強化
- などにより対応すべきである。

特にアについては、地域主権の観点から、国と地方公共団体間の各種制度について、地方公共団体から改正を求め実現していくための権限強化など法的な仕組みの整備が必要である。

- (2) 地方公共団体の存立に影響を及ぼすような不適正な決算調製等の事例は、ごく一部のまれなものであり、財政健全化法の施行により未然防止措置が講じられている。

- (3) 監査委員制度の課題として挙げられている独立性・専門性については、大都市の監査体制においては、独立性については疑念を招かないよう取り組んでおり、また専門性については、監査委員は定数の範囲内で、補助職員についても適材適所の人事配置により、それぞれ取り組んでいる。

監査委員に会計・法律の専門性と地方公共団体の財務会計に関する知識・経験の両方を備えた人材を求めることは困難であり、定数の範囲内において、それぞれの人材が確保できるようにすべきである。

また、補助職員については、現行の監査が指導監査が中心であり、抽出監査によらなければならないことを考慮すれば内部の財務会計制度に精通し、実務経験を有した内部職員が監査を実施する方が効果的・効率的である。

- (4) 監査を担う人材の確保や監査基準については、極めて重要な課題であるが、このことは、現行の監査委員制度であっても、見直し案に示された監査制度であっても共通の課題である。

2 また、新たな監査制度を検討するとしても、本来その前提として、地方公共団体における監査の基本的な役割を、摘発型の監査とするのか、それとも指導型の監査とするのかを明確にする必要がある。

本件では、その点があいまいなまま、3つの見直し案がたたき台として示されているが、敢えて評価を行えば、次の考え方から財務監査を内部統制として行う見直し案①が、一番優れている。

ただし、財務監査以外をすべて外部監査に委ねる以上、その制度設計においては、課題として挙げられている専門性・組織性の限界を解消し、本来の監査目的が達成できるよう、慎重に検討される必要がある。

① 予算執行等の適正確保は、執行機関自らが内部統制の中でチェックすべきである。

② 財務監査は、首長から独立した執行機関が監査を行うよりも、対象事務を行う職員の人事権を有する首長が、内部統制として直接、監査を行う方が、より実効が挙がる。

見直し案②は、内部監査役の職務権限が、現在の監査委員のそれに比べ大幅に縮小されるにも関わらず、独立した執行機関として設置するのは、経費的な観点及び事務組織の簡素・効率化の観点からみて問題がある。

また内部監査役の補助組織も必然的に縮小され、住民監査請求による監査などの臨時的な監査需要に機動的に対応し難くなる。

見直し案③は、小規模な市町村においては有効であると考えられるが、現行の監査は指導監査が中心となることを考慮すると、各地方公共団体の行政運営に熱意を有し、内部状況を熟知した者が従事する方が効果的・効率的であり、これらの点から適当でない。

### 3 (住民の直接請求による監査の見直し)

現行の住民の直接請求による監査は、請求対象が地方公共団体のすべて事務に及ぶが、請求のハードルが高く、その利用が極めて困難な制度となっている。

一方、住民監査請求による監査は、請求対象が財務会計行為に限定されている。地域主権を実現するためには、財務会計行為以外の事務についても、請求しやすい制度とする必要がある。

また、この監査の実施については、外部の中立的機関で多様な請求内容に的確に対応できる仕組みが必要である。

4 新たな監査制度の設計に当たっては、地域主権の観点から全国の地方公共団体の画一的な監査制度ではなく、団体規模等を踏まえた複数の監査制度の中から選択できるようにしていただきたい。

また、財政状況が厳しい中、現行制度以上に財政負担が生じないように、また費用対効果にも十分配慮していただきたい。

[意見内容]

1 現行制度の課題について

住民監査請求制度が課題とはならないのか。監査側からすると、現行の60日以内に結果を出すことの困難さを挙げたいし、住民側からすると、財務会計上の行為を対象とする現制度への不満があるのでないか。

見直し案①、③の検討事項の中身として、住民監査請求制度のあり方も含めてはどうか。

2 見直し案①について

自治体規模が小さいところは、外部監査人を選任することが、費用面、人材面で困難な面がある。

他の自治体と共同で外部監査人を選任できる方策の検討もお願いしたい。

3 見直し案②について

現行の監査委員制度と「内部監査役の設置」の効果的な違いがわからない。

また、「内部監査役が責任を負う」とするが、長から職員配置等で十分な体制を保証されなければ、リスクが大きいと思う。

4 見直し案③について

監査共同組織は、詳細が不明であり、賛否の意見を出しにくい面はあるが、現行の監査制度の課題である、身内意識、専門性という面に対応するのでないか。

[意見内容]

本市は、現行の監査制度が戦後 60 年以上の歴史を有し、その間、時代の要請による多くの制度改革を経て、自治体運営に一定の役割を果たし、かつ、有効に機能してきたという認識に立って、今回監査制度を見直すに当たっては、現に監査に携わっている現場の声を十分に反映し、地域の実情を考慮に入れた制度となるように求める立場から意見を申し上げます。

現行監査制度の課題としてあげられている中で、「内部の職員の独立性、専門性は不十分」とされている点、「監査基準の不存在」といった点については、確かに今後の課題として充実していく必要があると考えます。

しかし、「内部監査と外部監査の監査機能が不明確」、「現行監査委員及び外部監査人の責任が不明確」、「外部監査人の組織性が不十分」といった点については異なった認識を持っています。

内部監査が行政の実情に通じた利点を生かし、広く網羅的に監査を行うのに対して、外部監査はその専門性を生かして、個別のテーマについてある程度時間をかけてじっくりと取り組むという、現行制度の役割分担には一定の合理性があると考えられます。

また、後で不正等が発見された場合に監査を担当した者が責任を負うという考え方は、監査対象が膨大な中で監査期間には制限があり、特に決算審査などでは、審査結果を翌年度の予算編成に反映させるといった要請もあり、迅速な対応が迫られる状況下では、監査人に多大な負担を負わせるものであると言わざるを得ません。責任を負うというのが具体的にどのようなことを指しているのか明らかではありませんが、運用の仕方によっては、監査人のなり手がなくなることも懸念されます。今回見直し案として示されている 3 案は、いずれも決算審査や例月現金出納検査を外部監査人が行うこととしておりますが、その点でも疑問が残ります。

全国の中小規模の市町村の大部分が未だ外部監査を実施していない現状では、見直し案で想定されている、すべての自治体において外部監査が高いレベルを保って実施できる体制ができるのかどうかも疑問に感じざるを得ません。

まず、外部監査をすべての市町村が経験することによって、職員の専門性を深め、内部監査のレベルアップを図るとともに、外部監査人の行政への知識・経験を積み上げていくことが当面の課題であり、現実的な監査機能充実へ近道なのではないかと考えます。

[意見内容]

・見直しの前提としての現状認識について

今般の監査委員制度の見直しについては、政令指定都市等大規模市から町村等の小規模団体まで、規模の異なる各地方公共団体の監査の実態を踏まえた視点がどのように反映されているか。

また、見直しの契機となっている不適正経理の原因について、現行制度における制度的限界であるか又は運用上の問題であるか、さらには長の内部統制に係る問題であるか等、どのように整理されているか。

・見直し案について

基礎自治体である市町村を中心とした地域主権の潮流の中で、全国単一の「監査共同組織」や都道府県単位の「地方監査共同組織」を必ず置くこととすることが必要かどうか。

・意見

政令市等の大規模都市における監査委員制度は、相当の組織体制・人員配置、職員の努力により、不適正経理等の防止に一定の役割を果たしていると考ええる。

こうした現状にもかかわらず、今回の見直し案は、現行制度を廃止することとしており、内部統制制度の在り方や財務会計制度の見直しについての議論を尽くさない中での、監査制度の抜本的見直しとなっており、慎重に行われるべきと考ええる。

また、全国単一の監査共同組織を置き、当該組織が指定する外部監査人や都道府県単位の地方監査共同組織が監査を行うこととするのは、地域主権の潮流に逆行したものであり、各地方公共団体単独で行うことも含め、地方公共団体の自主的判断により選択できる制度とすることも考えられるのではないか。

[意見内容]

1 監査制度の抜本的見直しの必要性について

今回の監査制度の見直しの発端は、地方制度調査会の答申、度重なる自治体等での不適正経理事件などが要因になっていると考えられる。さらに、地方行財政検討会議でも5項目にわたり現行監査制度の問題点が指摘されている。しかし、これらの要因や問題点が存在することで、現行の地方公共団体の監査委員制度、外部監査制度の抜本的な改正を早急に行うべき緊急性・必要性があるとは考えられない。

本市としては、国庫補助制度の仕組み等を含む、現行の財務会計制度の点検・見直しを、まず求められていると考える。

さらに、現行の監査委員制度についても

- ・会計検査院と同様の強制調査権の付与
- ・監査指摘事項に対する執行力の付与

などの整備を行うことで、現行制度上の課題を克服できるのではないかと考える。

そのため、各自治体の意見を十分に聞き、しっかりと議論を尽くす必要があると考える。

2 現行監査制度の問題点について

① 重複した監査が多いとの指摘については、定期監査は各部局の財務事務について適正に行われているか幅広く監査し、また、行政監査は全部局にまたがるような横断的なテーマを設定する等して財務事務以外の事務についても監査する等、それぞれの趣旨や目的に沿って監査を実施しており、その機能は発揮されていると考える。

② 内部職員の質の問題は、

- ・研修機関への派遣や専門研修の受講などにより質の向上を図ること、
- ・人材確保の難しさはあるが公認会計士や弁護士等の専門職を任期付職員として採用すること

などで、対応することが可能であると考えられる。

なお、他の部局も含めての人事交流を行わないことは、人材育成・組織の活性化・職員のモチベーション等を考慮した場合、弊害が大きいと考えている。

③ 監査委員の責任の不明確さを指摘しているが、責任に関する規定を整備するのであれば、監査委員の責任の対象となる範囲の明確化や、それを担保するだけの監査権限の強化が必要であると考えられる。

④ 監査基準の不存在を指摘しているが、全監の定めた監査基準が存在し、また、時機に応じて改訂もなされている。

本市では、全監の定めた監査基準を参考にし、独自に監査基準を策定している。

⑤ 外部監査人の組織性が不十分なことの指摘がなされている。外部監査人の組織が設置されれば、包括外部監査人の選定作業が効率化されると考えるが、監査を外部監査人にさせるのであれば、全国の自治体全てを網羅する外部監査人の人材確保ができるのか懸念される。

[意見内容]

- ・提案されている3つの見直し案の中で基本的には、見直し案②案に賛成である。見直し案②については現行制度により近い案であり、現行の監査制度の課題である客観性の面において、大部分を外部監査法人に委ねることによってある程度は確保できる案だと考える。
- ・見直し案②では組織機能、権限、外部監査法人の活用を図る上でもっとも課題になるのが予算や人員の確保等であるが、小規模な地方公共団体にあっては複数の機能を持つ補助執行機関として監査組織を位置づけている団体もあることから、組織体制等については共同化など選択の幅を確保することが必要ではないかと考える。
- ・見直し案①と見直し案③については、制度が急激に変更されていくため、新たな問題を内包する可能性があると考ええる。そのため徐々に現行制度の改善点を改め、複数回にわたる緩やかな改正の方が検証を重ねて、より制度の充実も図れるものと考ええる。

(要望)

1. 内部監査役による監査と外部監査人の監査の責任を明確にし、両面から監査機能を発揮することにより効率的な監査制度とするということに対しては、理解はできる。ただし、地方公共団体の区分、人口規模、財政状況の実情等を考慮し、全国一律の制度改革、見直しをすることには慎重になるべきであると考ええる。
2. 制度の改善は当然に必要と考えるが、監査委員の権限強化や統一した監査基準の制定等を先行させ、特に小規模団体において監査委員や担当職員の専門性の確保という面で十分にその機能を果たしきれるような仕組みづくりが必要ではないかと考える。



## 大阪市取りまとめ案

(全国都市監査委員会 会長都市・大阪市としての取りまとめの方向性)

### [意見内容]

- ・全国都市監査委員会においては、監査制度改革についての緊急アンケート（8月上旬）を行ったところであり、それらから見て取れるのは、次のとおりである。
- ・地方行財政検討会議における現行監査制度に関する「課題」認識は、ある面、的を射ているところがあるものの、一面的・限定的な見方にとどまっていると思われ、全国どの都市に対しても普遍的に妥当するものではないとの各都市の意見である。
- ・また、「課題」認識を前提に検討されている制度改革の方向性や、具体的なたたき台案の内容についても、それらが効率的・効果的であるとして評価し採用を志向する都市も見受けられる反面、必要性や効果等を疑問視する都市も少なくない。
- ・さらに、対処すべき「課題」があるとするれば、それらは、殊更、抜本的な制度改革を行わなくても、むしろ、現行制度運用面での改善で十分ではないかとする都市が大半である。
- ・したがって、特に現行制度の抜本的改正が必要というのであれば、現行制度を廃してまで新たに全国単一、画一的な制度を義務づけるのではなく、現行制度に加え新たな制度を並列的に用意し、各都市において十二分に検討を加えた上で選択できるようにすべきである。各都市（市長や議会）が各都市に最適な監査制度を選択する責任を負うような制度にすべきではないか。
- ・それが、地方分権、地域主権の考え方にも適うものと信ずる。

（仮に、現行制度に不具合があるのであれば、必然的に新たな制度を選択するケースが増えていくはずである。）

（「内部統制システムは、地方自治体それぞれに相応しいものを構築すべきである」という旨の総務省の研究会意見は、監査制度にも同様に妥当すると考える。）

「監査制度の見直しの方向性について（たたき台）」  
に対する意見

1. 各地区別 意見集約一覧
2. 人口区分別 意見集約一覧
3. 参考（関東地区；武蔵野市意見）

〔各地区集約分〕

# 1. 各地区別意見集約一覧

北海道地区

人口区分	意見
3.5万未満	<p>・外部監査で現在の（内部）監査以上のことができるのか疑問である。行政知識の長けた人材の確保も難しく、審査には多くの時間を要し、多くの支出を伴うことになる。また、健全化比率は、最終的に総務省で確認するので、外部監査は財政健全化団体以上の指数になってからでもいいのではないか。監査の広域化は、最も近い市が50キロも離れている状況では難しいのではないか。行政監査の廃止は監査権限の低下となる。全国統一の監査基準は必要だ。（留萌市）</p> <p>・自治体の規模等さまざまな要因により監査の時期、範囲、対象等を画一的に行うことは困難だ。自治体の規模等を見越した画一的な改正は極力避けること、制度移行には無理のないスケジュールを望むほか、中小都市等に配慮し、都道府県または政令指定都市から順次制度移行するなど、柔軟な対応を望む。（根室市）</p> <p>・当市委員としては、現場の実情を国に伝えることなしに見直しを進めても、机上の空論になりかねないと危惧している。「地域主権」を実現するためには、データや哲学的な議論だけではなく、現場における実情を反映させ、その地域や規模に見合う細やかな制度に見直していくことが不可欠である。（砂川市）</p> <p>・規模の小さな自治体であれば、外部委託先の確保が難しいことから、見直し案③という考えになるが、共同設置に伴う各市町村の負担すべき経費が見えないため、一律にこの考え方で進めるべきではない。選択肢のある制度を望むが、内部・外部監査の両方を行わなければならないのか疑問である。また、内部統制担当部局の設置においても、人件費増とならない効率的な運用を検討してほしい。都道府県単位等の共同化は検討していく必要がある。経費削減がなされ、監査効率の向上が望まれる改正案の策定をお願いしたい。（富良野市）</p>
3.5万～5万	<p>・外部監査人や外部監査組織など、長から完全に独立した監査機能が必要である。小規模な団体においては、内部、外部を問わず、共同組織の設立も有効と考える。また、補助機関である内部統制体制についても、確固たる組織としての位置づけを義務付けることが望ましい。（網走市）</p> <p>・内部監査と外部監査の監査機能が不明確～わが市では、包括監査や個別監査を外部監査人に委ねたこともないし、これからも財政困窮のため無いと思われるので、重複した監査という場面に遭遇したことがない。 内部の職員の独立性・専門性は不十分～公会計の貸借対照表を作成するうえでは専門的知識が必要だが、定期監査は、専門的知識よりも整合か不整合かを俊敏に認識できる能力が必要だ。正義感があれば独立性は十分に担保できる。 現行監査委員及び外部監査人の責任は不明瞭～外部監査人は、請負でそれなりに報酬を得て有資格の下で監査しているのだから、社会的な責任、企業としての責任があるが、監査委員に責任を持たせるのは、監査制度の主旨から考えても適当ではない。悪いのは、不正をやった張本人で、それを見抜けなかった監査委員が罰せられるような事態になったら誰も監査委員になる人はいなくなる。 監査基準の不存在～監査基準として十分なものが存在しないとは思っていない。各自治体が様々に規定、規程、規約を設けてその基準で監査している。地方自治体の歴史的試行や事件の検証の結果積み上げられた手法が独自に存在していてそれぞれに発展進歩していると思う。（滝川市）</p>
5万～10万	<p>・今回の制度見直しの端緒として、不適正経理の問題、監査の独立性・専門性の限界にあるとするのであれば、見直し案①②では、長の内部統制部局や内部監査役が定期監査等を行うこととされており、課題の解決にはつながらない。監査共同組織、地方監査共同組織について、特に人的・資金的な面でどのように運営していくのかを明らかにし、監査コストの面からも検討が必要だ。各自治体の規模や財政状況等を勘案して、監査システムを選択できるようにすることも検討の余地がある。見直し案①②において、一定の時期にすべての自治体で実施されることとなる決算等審査にあたって、資格要件を備えた外部監査人が全国の自治体で十分確保できるか疑問が残る。監査責任に係る規定等を整備するよう見受けられるが、この責任とはどのようなものを想定しているのか。（千歳市）</p> <p>・外部監査人へ移行するためには、地方自治体の業務にも精通した監査能力の高い人材が多数必要だ。その養成方法についても具体的な検討を、また、内部統制担当部局については、確実な実行をお願いしたい。（石狩市）</p>

10万～25万	<p>・適正な行政運営を確保していくためには、内部統制システムの構築が重要だ。その上で、このシステムを評価するため、長から独立し、一定の習熟度をもって監査を行う機関が必要である。いずれにしても、地方公共団体の規模に応じて最良のシステムを選択できることが必要である。内部統制システム、地方監査共同体の具体的な形が判然としないことから、さらに議論を重ね、より詳細に示されることを望む。（帯広市）</p> <p>・監査制度の見直しに当たって、根本的な議論が不足しているように感じている。長、議会、監査委員及び住民の果たすべき役割と責任について、幅広い議論の必要がある。監査委員を自治体の執行機関として一の団体内に位置付けている限り、監査の独自性や専門性を確保することは困難であり、最終的には、団体から完全に独立した ものとして位置付ける制度設計が必要と考える。しかしながら、自治体の規模には相当の差があり、画一的な制度ではまとまらない可能性も想定されるため、複数の選択肢を設けることや、段階的に新制度への移行を行えるような手法の検討が必要と考える。（苫小牧市）</p>
25万～50万	<p>・見直し案③が妥当と考える。現行の外部監査人制度は、費用の問題のほか、必ずしも行政法、自治体内部の実務に精通していないことから、一部において形式的、空論的で、結果的に措置が講じれないものが生じている。このことから、現行制度に問題があるのであれば、抜本的な改正を実施することが必要で、自治体の実務に精通している職員と、法律・会計の専門家で構成する地方監査共同組織を立ち上げることで、費用の問題、監査の実効性等の課題が解決すると考える。（函館市）</p>

#### その他特記事項

理事会出席の札幌市、旭川市については、別紙意見のとおり。

人口区分	意見
3.5万未満	<p>①に賛成 (仙北市)</p> <p>③に賛成 (陸前高田市、にかほ市、本宮市)</p> <p>その他意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部監査人の確保が重要 (遠野市)</li> <li>指導監査に重点を置いているが、行政の知識・経験が乏しいと思われる外部監査人に、その役割は期待できないのではないか。ペーパーレスの財務会計システムだが、外部監査人の行う例月出納検査の実施に不安を持っている (村山市)</li> <li>行政監査の廃止は賛成。地方自治体の財政状況や行政の仕組みが分からないと監査できないのではないか。決算審査業務は一時期に集中するが、外部監査人の体制は大丈夫なのか (尾花沢市)</li> </ul>
3.5万～5万	<p>①②に賛成 (大船渡市)</p> <p>②に賛成 (寒河江市)</p> <p>③に賛成 (久慈市、白石市、岩沼市、潟上市、北秋田市、田村市)</p> <p>その他意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制システム整備は必要。行政監査廃止は反対 (新庄市)</li> <li>現行制度の抜本的改正まで必要だとは思わない。人的・財政的負担の増は困る (東根市)</li> <li>制度の見直しは賛成。国の見直し案をただ受け入れるのではなく、全監で対案を検討し、地方行財政検討会議に提案したらどうか (南陽市)</li> <li>監査基準の制定を望む (寒河江市)</li> <li>行政監査、財政援助団体等監査の廃止は反対。③に賛成だが、住民監査請求も外部監査人に (上山市)</li> <li>外部監査人の体制に不安 (鹿角市)</li> <li>地方監査共同組織が不明 (相馬市)</li> </ul>
5万～10万	<p>① に賛成 (大館市、米沢市)</p> <p>① ③に賛成 (南相馬市)</p> <p>② に賛成 (栗原市)</p> <p>③ に賛成 (能代市、由利本荘市、須賀川市、二本松市)</p> <p>その他意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部監査人の活用に賛成 (北上市)</li> <li>現行制度を全否定するのではなく、正当な評価を。監査共同組織の概要が不明 (名取市)</li> <li>財政援助団体監査の廃止は反対 (能代市)</li> <li>外部監査人の活用は賛成。但し、民間的な監査方法が万能ではない (大仙市)</li> <li>外部監査人の活用は賛成 (北上市)</li> <li>現行制度を見直す必要はない (多賀城市、喜多方市)</li> <li>①で定期監査を内部監査で行うとしている点は賛成できない (湯沢市)</li> <li>①賛成だが、外部監査人の行う項目について再検討が必要 (米沢市)</li> <li>監査結果等が事務事業に十分反映されるように、監査権限の明確化が必要。組織のスリム化が進められている中で、内部統制システムが十分に整備できるのか。独立した執行機関としての内部監査役の制度は必要。地方監査共同組織の設置は、地方自治の主権、行政運営の効率性の観点から慎重な検討を。監査人の監査後の責任については、十分な配慮と慎重な検討が必要 (天童市)</li> <li>大変良い方向で見直しの検討がなされている (伊達市)</li> </ul>

<p>10万～25万</p>	<p>① に賛成 (横手市)</p> <p>② に賛成 (一関市、石巻市、鶴岡市)</p> <p>③ に賛成 (弘前市)</p> <p>その他意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①に関しては、外部監査人に十分な地方行財政制度についての知識が必要。</li> <li>・ ②に関しては、経費増が心配。</li> <li>・ ③に関しては、効率的な監査がおこなわれるかどうか懸念 (八戸市)</li> <li>・ 内部統制体制の整備が重要 (一関市)</li> <li>・ ②に賛成だが、職員による現金等の損害事実の有無の監査は外部監査人に、例月出納 検査は内部監査役に (石巻市)</li> <li>・ 不適正経理等の防止には内部統制システムの整備を。内部監査と外部監査の監査機能の明確化は必要 (大崎市)</li> <li>・ 自治体の会計システムに違いがある中で、単一の監査基準で監査できるか。共同化は規模の小さな自治体にはメリットがある (酒田市)</li> <li>・ 自治体の現場を踏まえ、現実的で、価値の高い監査を目指す、ということに配慮を (会津若松市)</li> </ul>
<p>25万～50万</p>	<p>(青森市)</p> <p>ア. 外部監査人が各自治体の膨大な決算事務を限定された期間内に従前どおり遂行できるか疑問であり、費用の点も心配。</p> <p>イ. 地方監査共同組織は、共同化による効率化が期待されるが、現実的に行政情報に精通した人材の確保、決算等業務の集中への対応など、その運営の実現性に疑問が残る。</p> <p>ウ. 全国自治体において行政評価体制は必ずしも定着しているとはいいがたい状況にあるので、行政監査廃止は疑問。</p> <p>エ. 全国単一組織による監査基準の設定、資格付与及び共同研修についての提案があるが、現行制度下における全国都市監査委員会の機能の拡充に取り組むべきと考える。</p> <p>(秋田市)</p> <p>ア. 監査主体側の責任の明確化には賛成だが、監査等の実施にあたっては、現実的に抽出調査で監査を実施している中で、調査対象から除外した案件から発生した問題に対して監査主体の責任を問うことは無理があり、責任の範囲について整理が必要と考える。</p> <p>イ. 現行制度では、監査側が被監査側に指摘や指導を行っても、被監査側には当該指摘等に従うことが明確には義務付けられていない。監査主体側の責任の明確化にあたり、被監査側にも義務付けを行うなど、監査そのものの実効性担保との整合性を図る必要がある。</p> <p>ウ. 財政健全化法の施行により、決算数値の不正操作等が防止されていると認識している。</p> <p>エ. いずれもの案でも、外部監査人は大きな役割を担うこととなるが、地域の実情に明るい者が選任されなければ、全国画一的な通り一遍の監査に終始してしまう懸念がある。外部監査人に多くを依存した見直し案①よりは、見直し案②③の方が、より地域の実情を勘案した監査制度に即していると考ええる。</p> <p>(盛岡市)</p> <p>ア. 案①～③とも外部監査人が決算審査等の審査を行うことになるが、これらは、業務が一定時期に集中する。全ての地方公共団体が外部監査により行うことが可能であるか論議を尽くす必要があると思われる。</p> <p>イ. 案②の「内部監査役」は、現行の監査委員制度との違いが明確でなく、また、内部統制体制の整備との関係も不明瞭である。</p> <p>ウ. 案③の「地方監査共同組織」の体制は、地方公共団体によって組織・規模や体制に大きな差異があることから、現行の監査制度から監査共同組織による監査へ円滑な移行を図るためには、解決すべき多くの問題点があると考ええる。</p>

25万～50万	<p>(山形市)</p> <p>ア. 監査事務局職員の独立性・専門性を恒常的に確保することは、市町村レベルでは困難な状況であると思われる。</p> <p>イ. 民間における経済的合理性・効率性のみで評価できない面もあるのが地方自治体の業務である。この点が外部監査人による監査の心配な点である。</p> <p>ウ. 共同組織化は自治体の財政負担の軽減化にもなると考えられる。、全国単一の共同組織と都道府県単位の共同組織設立のそれぞれの地方自治体の経費負担については、どのように制度設計するのか関心がある。</p> <p>(福島市)</p> <p>ア. 制度の見直しを進めるに当たっては、外部への委託経費、受検する側の職員の業務量等を十分に考慮する必要がある。</p> <p>イ. 不正やミス等の根絶については、外部が主体となった監査のみでは解決できないため、内部統制を行う組織の充実を図るべきである。</p>
50万～100万	<p>(仙台市)</p> <p>ア. 不適正な経理処理防止対策として、執行機関における内部統制システムの整備運用が重要である。</p> <p>イ. 外部監査人は、地方自治体側で、民主的手続きにより選任できるようにする必要がある。</p> <p>ウ. 一定時期に業務が集中する決算審査について、外部監査人及びそのスタッフが確保できるのかどうか不安である。</p> <p>エ. 行政監査は、重要なものと考えている。一律廃止するのではなく、地方自治体で選択できる余地を残すべきである。</p> <p>オ. 工事監査についても、上記同様に地方自治体で選択できる余地を残すべきである。</p> <p>カ. 監査制度については、地方自治体の規模や地域実情に応じ、それぞれが主体的に選択できる制度であるべきである。</p>
一部事務組合等	②に賛成 (石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合)

その他特記事項	

人口区分	意見
3.5万未満	<p>小規模自治体にも現実的な方策を望む</p> <p>小規模自治体では費用対効果に疑問</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p>
3.5万～5万	<p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>外部監査が義務付けされた場合、新たな財政負担が生じることを懸念</p> <p>時間をかけて十分な議論をすべき。</p> <p>現時点では判断できません</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>見直し案①に賛成</p>
5万～10万	<p>見直し案①は、内部統制担当部局を新たに設置する必要があるため、組織等の体制整備を迫られることになる。</p> <p>②は、監査の種類によっては内部で行った方が効果的な監査もあるので、内部と外部の監査区分の検討を慎重に行っていただきたい。</p> <p>また、③は市によって監査手法等に相違があるため、共同組織が公正で合理的な基準等を作成できるのかどうか、という問題がある。</p> <p>「十分な議論をするためには時間がさらに必要」</p> <p>独立性が必要なので、見直し案③が望ましい。</p> <p>制度改革については、十分議論をつくす必要がある。</p> <p>見直しに肯定的な意見</p> <p>小規模自治体は職員数等の状況により長の内部統制が十分機能しない恐れがある。</p> <p>財政難のため外部監査の費用負担について不安がある。</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要である。</p> <p>監査の外部化には賛成</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>人口規模(財政規模)に対応した制度設計が必要ではないか</p> <p>十分な議論をするために時間が必要。</p> <p>自治体の規模を踏まえた意見を取り入れ、すべての都市が運営できるような制度にすべき。</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p>
10万～25万	<p>別添のとおり</p> <p>財政援助団体等の監査を長が実施するとあるが、財政援助団体等は、会計において複式簿記を採用している団体が多いにも関わらず、市長部局は、会計に対する専門的知識を有していないケースが想定される。監査対象となる団体によっては、むしろ監査を強化して外部監査などの導入を検討すべきである。</p> <p>十分な議論するには時間が必要である。</p> <p>外部監査人には、人材の確保、経費と事務の負担など充分考慮されたい。また、見直し案②の内部監査を継承しながら、監査の透明性、公平性をより高めるために、③の外部監査人の共同化についても配慮されたい。</p>



	<p>内部監査と外部監査、監査共同組織と外部監査人などの関連、組織体制など具体的に見えない。また、監査共同組織は各市の実態を把握して進めない、人的面も含めて監査の実行性に課題がある。</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>多方面から慎重に議論する必要がある。</p> <p>地方自治体の責任において、実態に即した適切な処理が行えるような監査制度の改正を望む。</p> <p>まずは、内部監査制度の見直しを行うべきである。</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>全市町村にアンケートをとり、結果を参考に進めるべき</p> <p>現場の声を反映させた十分な議論をつくしてほしい</p> <p>意見をまとめ議論をするには更に時間が必要。</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p>
25万～50万	<p>外部監査の導入、監査共同組織の設置は、自治体の特性を生かした対応が望まれる。また、見直しの前に、国際会計基準にも準拠した自治体会計の基準統一、内部統制の整備を行うべきで、見直しに当たっては、監査委員・有識者・自治体職員等、幅広い層から意見を集約する必要がある。</p> <p>監査機能の共同化は、広域監査の可能性などの課題を調整する必要がある。また、見直しに当たっては、費用対効果等を含めた研究が必要である。</p> <p>『[見直し案①について]「現行制度より後退する感が否めない。現行制度に準じた体制の整備を図る必要がある。」</p> <p>[見直し案②について]「内部統制を強化したバランスのよい改革案である。内部監査役に監査責任を負わせるためには、その要件を明確にする必要がある。」</p> <p>[見直し案③について]「全市町村を所掌する共同組織は運営困難と思われる。事務局を設置できない町村等が共同設置することでよいのでは。』</p> <p>早急に見直すべきである。</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>実施に向けた課題について、具体的な整理を行った上での議論が必要である。</p> <p>損害賠償責任の強化については慎重な制度設計が必要</p> <p>実現性が高いのは案②。内部統制の実効性には疑問がある</p>
50万～100万	<p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>案③をベースとし、「内部監査機能の共同組織」の職員等は独自採用とし、人事交流等は行わない</p>
100万以上	
一部事務組合等	十分な議論をするためには時間がさらに必要

その他特記事項	

人口区分	意見
3.5万未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のままでよい</li> <li>・現在の監査委員制度について、機能していないとは考えておらず、指摘のある問題点について、対応策を講じるべきではないかと考える。具体的には、事務局職員の外部登用による独立性を確保するや、専門職員の育成の義務付け等による対応等が挙げられると考える。</li> </ul>
3.5万～5万	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の監査機能を否定している意見が出されているが、本市においては監査機能の役割を十分にはたしていると考えます。</li> <li>・監査機能の外部化、内部と外部の監査機能の明確化により責任の所在を明確にする意図は理解できる。見直し案のいずれの案にも「監査共同組織」の関わりがあるが、同組織の地方公共団体に対する位置付けと職務の範囲・権限についてなど議論が必要であると考えます。また、長の関わり、議会による執行機関に対する監視機能の側面がある議選監査委員の立場など各方面との協議も必要である。</li> <li>・現行制度が機能していないとは、考えていない。また、監査委員のみで各案の是非を回答できるものではないと考えるが、見直しの方向とするならば、見直し案③と思われる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方向性とするれば見直し案②。①は外部化しなくても現行事務局の機能強化、人員充実で事足りる。③共同化の体制作りが困難であり、広域連合と同じようにはいかないと思われる。</li> <li>・資料の「監査制度の見直しの方向性について(たたき台)」の詳細説明もなく、唐突な意見聴取はいかがなものでしょうか。総務省は、今後、地方行財政検討会議などで議論し、来年の通常国会に提出する地方自治法改正案に反映させるという方針のようですが、内容的には根本的な大改正となるものなので、このようなときこそ、各都市監査委員会でも十分議論し、方向性を出すべきであると考えます。形式的な地方からの意見聴取をもつての自治法改正は地方分権に逆行するものであり、かつ拙速であると考えます。</li> <li>・名古屋市と同じ意見です。健全化判断比率の審査については、外部監査人による審査が適切かと考えます。</li> </ul>

5万～10万	<p>・1. 見直しの方向性として、長の内部統制等への依存が認められるが、監査制度の見直しに併せて、内部統制などの仕組みも整備していかなければならない。そのことが市長部局にどれだけ認識されているのか。今回は監査制度の改革が前面に出ており、市長部局における内部統制などの整備についての意識が低いことが懸念される。</p> <p>2. 既存の監査委員、内部統制担当部局、外部監査など、監査機能をもつ部局などが庁内外にいくつも存在することになるが、役割分担を明確にしないと権限の所在があいまいになりがちである。</p> <p>3. 行政評価自体がうまく機能しているとはいえ、また全国一律のルールで作成されているわけではないので、監査機能を期待できるシステムとは言い難い。</p> <p>4. 同じ事業であっても、地域によって対象や手法がかなり異なることがあり、地方監査共同組織での監査は難しい面も考えられる。</p> <p>5. 外部監査人がいくつかの審査や検査、監査を担う想定になっているが、そもそも単式簿記・現金主義に通じた外部監査人は少なく、適正な監査が担保できるか逆に不安である。</p> <p>・ゼロベースの見直しを必要とするほど現行制度が機能していないとは考えていません。当市においては、監査体制を見直し、平成21年度から事務局職員を兼務から選任とし、その後、外部監査(個別監査本年3月、包括監査本年6月)条例の制定も行い、監査の強化が図られているところであります。</p> <p>・市長、議会関係者等幅広く意見を聞き、十分な議論が必要と思われる。</p>
10万～25万	<p>・長、会計管理者、議会など、影響のある関係者に幅広く意見を聞き、拙速に議論を進めることのないようにしていただきたい。</p> <p>・たたき台では、市長や議会の権限についての内容も含むため、監査委員だけで回答できるものではないと考えます。よって慎重に議論を進めていただきたいと思います。</p> <p>・財務四表の監査における取り扱いを論議して欲しい(現在は法的根拠もない)。</p>
25万～50万	<p>・ゼロベースの見直しを必要とするほど現行制度が機能していないとは考えていない。また、「たたき台」では現行制度における長や議会の権限の廃止等を前提とした案が提示されているため、監査委員のみで各案の是非等を回答できるものではないと思われる。長、会計管理者、議会など、影響のある関係者に幅広く意見を聞き、拙速に議論を進めることのないように検討していただきたい。</p> <p>・今回の「たたき台」で示されている案は、現行制度における長や議会の権限の廃止等を前提とした案の提示であります。しかし、現時点では現行監査制度が、それほど機能していないとは考えておりません。</p> <p>また、制度のゼロベースでの見直しについては、手法としては理解できますが、「たたき台」の案の提示においては、現行制度の課題をしっかりと議論したうえで案の提示が望ましいと考えます。</p> <p>したがって、「たたき台」の案は、監査だけで回答できるものではなく、長、会計管理者、議会など、影響のある関係者に、幅広く意見を聞く必要があると考えております。</p> <p>また、拙速に議論を進めることのないようにしていただきたいと思います。</p>

	<p>・現監査制度がゼロベースから見直しをしなければならないほど機能していないとは考えておりません。また、現監査制度における例月現金出納検査や決算審査等では、数字の正確性を担保する適正性監査から、3EまたはVFM監査を主とする適切性監査にシフトしている中で、数字の正確性だけでない部分をどのように捉えていただけるのか懸念されます。</p> <p>また、「たたき台」では、自治体が負わなければならない負担をどのように捉えているかなど不透明な部分も多く、見直しによる新制度の費用対効果を十分に考慮していただく必要もあると考えています。加えて、同一時期に同一業務が集中する中で、監査機能が十分に果たせるのかどうかといった課題もあるかと思えます。</p> <p>なお、見直し案では、長や議会の権限にも踏み込んだ内容となっていることから、長、議会など影響のある関係者からも幅広く意見を聴取し、十分な議論をしていただくことを望んでいます。</p>
50万～100万	
100万以上	
一部事務組合等	<p>・現行の監査制度が機能していないとは考えていない。見直し案については、長、議会など影響を受ける関係者からの意見も聞いていただきたい。</p>

その他特記事項

人口区分	意見
3.5万未満	<p>まず、抜本的な制度改革についての研修会の開催(監査委員も含む。)が必要では。高度で専門的な知識がますます要求される監査委員や事務局職員の人材育成を制度改革よりも優先すべきではないかと思えます。</p>
3.5万～5万	<p>1. 経費の議論について 方向性を見極めには住民に説明できる財源の確保が必要となることから、見直し案①～③について概算事業費や財源の議論も行っていただきたい。</p> <p>2. 方向性の最終案について 一本化ではなく複数の制度を設け、自治体の規模等実情により選択できるような方向性の検討を行っていただきたい。</p> <p>3. 検討会議の内容をその都度提供願いたい。</p> <p>【現状・問題点】監査委員が不正経理を見抜けない。 ➡書類監査で、形式が整っていればよしとする。精査でなく試査監査。 【解決策】見直し案②&lt;内部統制体制の整備と統制担当部局の内部統制のモニタリングの確保と強化&gt;</p> <p>【現状・問題点】監査委員の専門性と常勤化が確保されていない自治体が多い。 【解決策】見直し案②&lt;内部監査役の選任&gt;により共同化と専門職(有資格者)の選任と常勤化による機能強化。</p> <p>【現状・問題点】内部の職員の独立性、専門性が不十分である。 【解決策】見直し案②&lt;監査共同組織&gt;により職員の独立性、専門性の確保を図り必要な要員の確保を図る。</p> <p>【現状・問題点】中小の自治体にあつては、外部監査制度が活用されていない。 【解決策】見直し案③&lt;外部監査人監査の共同化&gt;内部監査と外部監査の住み分けを明確化と共同化により効率的な監査と監査の透明化を図る。</p>
5万～10万	<p>○見直し案②が適当と考えるが、以下の点について検討が必要。 ①例月出納検査は日々の出納状況の検査を要求されるため、内部統制体制の整備による自己チェック機能の強化により正確性のチェックをすべきと考えるため、内部監査が適当。 ②住民の直接請求及び住民監査請求による監査は外部からの請求による監査であり、住民自治の保障の観点から独立性をもった外部機関の監査が適当。 ③その他 ・ 請願の措置としての監査は議会の採択であり、内部監査が適当。 ・ 共同設置機関の監査は複数の公共団体が存在するため、外部監査が適当。</p> <p>現行監査制度の課題については今回送付された資料に指摘されているとおりです。その課題を解決させるためには、たたき台のとおりのような取組みもありますが、その前に監査基準の設定や外部監査と内部監査の監査機能及び責任の明確化、監査委員事務局の専門性化などまだまだ改良できる余地はありますので、その解決を経て必要なら新システムへの移行を検討すべきと考えます。</p>
10万～25万	<p>・ 小松市では現行制度の中で、十分監査機能を働かせていると考えています。関係人に対して調査を行ったり、学識経験者から意見を聴いたりして、現行の監査制度をフルに活用しております。資料の「現行制度の課題等」に記されているような具体的な問題点は見えません。</p> <p>・ 監査委員を補助する職員は異動した部署が多ければ多い程、様々な経験を得、広い見識の上に立った監査が出来るのであって、ローテーションをしたこともない監査に対する特定の知識だけの職員では、偏った監査になると考えます。</p> <p>・ 監査基準が不存と云っているが、「監査手帳」(全国都市監査委員会発行)というしっかりしたものがあり、その基準に基づいて監査を行っています。</p> <p>・ このように、課題そのものに疑義を抱いている状態では、それ以降の議論には進めません。</p> <p>その前提の上で、提案された見直し案について、敢えて意見を申し述べます。</p> <p>・ 内部統制では、現行制度のような独立した立場でのチェック機能は望めません。であるから、定期財務監査、随時監査を市長の指揮下の内部組織で行うには疑義があります。</p> <p>・ 行政監査を廃止するとしていますが、財務監査時においても、行政事務に及ぶこともあり、監査委員の及ぶ監査対象の権限を制限しないよう望みます。</p> <p>・ 住民監査請求については、少しでも現行の内部監査のような主観を廃除するためにも、外部主体による監査が適当かと考えます。</p> <p>・ 財政援助団体は、監査の着眼点として例えば補助している市長がきちんと交付先の実態や補助効果を把握しているかもチェックするものであり、市長が監査を行うのでは十分なチェック機能は働かないと考えます。</p> <p>・ 指定金融機関の監査は、最近数年行ってなく、また会計管理者からの検査報告を提出させているのみの実態から、会計管理者等の監査で充分かと考えます。</p> <p>・ 内部監査機能の共同化については、あまりに広域的ではなく、南加賀程度の広域で行うのは、監査の充実につながるかと考えます。</p> <p>・ 外部主体の対象の監査は、例月出納検査、基金の運用監査、健全化判断比率の審査に留めるべきであり、決算審査にまで及ぼすのは拡大し過ぎるもので、内部主体による監査が相当と考えます。例えば、公営企業会計で引当金が各市バラバラであり、引き当てをしていない事業体にとって、税理士の立場で厳格に指摘されると一気に累積欠損金が膨らむ等、混乱をきたすことが懸念されます。</p> <p>・ 包括外部監査、個別外部監査については、今後の外部監査制度のあり方の中で考慮すべきで、充分代替できれば廃止ことも一手段かと考えます。</p>

	<p>将来的には、見直し案③「監査機能の共同化」の方向での制度設計が望ましいと考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 監査の独立性、専門性をより高める。</li> <li>2 事務局職員は、異動により他部局職員との一体性が強いいため、例えば、慣習的な不正行為等を是正する機能を十分に発揮できない。また、専門的な知識・経験が不十分である。</li> <li>3 公認会計士、税理士等の外部監査人は、専門的知識を活用できる分野においては、機能を発揮できるが、地方公共団体の財務事務をチェックする上での知識・経験があるとは限らない。</li> <li>4 地方の各自治体においては、外部監査人としての適任者を確保することが難しい。</li> <li>5 これらのことから、地方公共団体による監査共同組織を設立して、監査等を共同して行なう案が望ましい。</li> </ol>
25万～50万	<p>見直し案③が、最も現実的に効果が期待できるのではないかと考えます。その中で、内部監査役監査の共同化においては、県及び政令指定都市等を加えた、県単位程度の組織の規模を確保するべきではないでしょうか。監査の専門性をより高めていくためには、従事する職員に対する十分な専門的研修や監査手法を研究・整備するための体制の確保等が不可欠であり、中・小規模の自治体の共同組織では、それを実現するための環境の確保が困難ではないかと考えます。</p> <p>「見直しに当たっての課題」      現行制度の課題として掲げられた5項目については、いずれも同感。特に、「内部の職員の専門性が不十分」及び「監査基準の不存在」に視点を置いた見直しが必要だと考える。      従って、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与、研修の実施を任務とする「監査共同組織」の構築が最重要課題となる。</p> <p>「見直し案」      中規模以上の地方公共団体については見直し案②を、小規模地方公共団体については見直し案③を中心に進める。      ただし、「住民の直接請求による監査」「住民監査請求による監査」を担う主体は、外部機関とする方向が望ましいのではないかと。      また、「財政援助団体等の監査」は、行政部門との人的なつながりを持つ財政援助団体等も多いことから、長が自らチェックするのではなく、内部監査機関に担わせるべきだと考える。</p>
50万～100万	
100万以上	
一部事務組合等	

<p>その他特記事項</p>

人口区分	意見
3.5万未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>
3.5万～5万	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部監査は多額の費用が必要で選択できない。</li> <li>・3案のなかで、見直し案③[監査機能の共同化]がより適切である。</li> <li>・小さな地方公共団体にあつては、おのずから監査の独立性・専門性に限界があり、制度改革の必要性は感じるが、外部監査の経費や選任方法についても心配があるとの意見があつた。</li> </ul>
5万～10万	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し案にはいくつかの問題点がある、</li> <li>・見直し案③の方向で検討すべきとする意見が複数あつた。</li> <li>・外部主体の監査の導入は監査の充実・向上につながると期待するが、費用軽減方を検討する必要がある、多額の経費負担に負担があるとの意見が多くあつた。</li> <li>・監査外部化の前提として財務書類作成の統一基準整備が必要との意見があつた。</li> </ul>
10万～25万	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し案①②③共通の課題として、外部監査人の確保、委託経費負担、事務処理及び監査基準について検討する必要があるとの意見あつた。</li> <li>・決算審査など正確性を監査する業務については、外部監査人の活用が有用であるなどの意見があつた。</li> </ul>
25万～50万	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動向を注視していきたい、</li> <li>・共通の課題として、外部監査人の確保、経費、執務室の確保が困難な団体もあるのではないかと</li> <li>・見直し案②に一部修正を加えた改正案を検討してほしい</li> <li>・外部監査の実施により審査に更に客観性を高めることができる</li> <li>・拙速を避け、実務担当者の意見を十分に聞き、十分に論議を行い、慎重に進めてもらいたいとの意見があつた。</li> </ul>
50万～100万	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>
100万以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別 途</li> </ul>
一部事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>

その他特記事項

人口区分	意見
3.5万未満	意見なし
3.5万～5万	<p>現行の監査制度では、内部統制と財務数値の監査をすべて自治体組織内部の監査委員が行っており、自治体外部の立場にある監査人が監査業務を行うことは必要であると考えられる。予算執行の適正等の確認は、内部統制の問題であり、自治体内部の組織においてそのチェック体制を持つべきである。また、定期監査・例月出納検査等の業務についても、内部統制の観点から自治体内部において行うことが適当と考える。決算数値・健全化判断比率等、外部に公開する自治体の財政情報については、数値情報の信頼性担保の理由から、外部の監査人による確認が必要と考える。いずれにしても、自治体内部・外部ともに監査業務を行う人材の確保が重要であると思われる。</p> <p>外部監査制度を導入した場合の新たな経費負担について、現行制度以上の負担が発生しないようお願いしたい。</p> <p>一方、次のように現行監査制度を一部改良すれば良しとする意見もある。</p> <p>首長における内部統制の整備によって自己チェック体制を強化するよう法改正すること、また外部監査を導入する場合に議会の議決が必要であり手続きが複雑であることから、議会の議決を必要としないよう法改正をすること。この2項目が充実すれば、現在の監査組織を変更する必要はないと考える。</p>
5万～10万	<p>示されている3つの見直し案全てで、決算に係るそれぞれの審査を外部監査人が行うことになっている。地方の小都市においては自治体の業務内容を把握し監査(審査)を実施できる外部監査人がほとんど存在しておらず、大都市または大手の監査法人に委託する必要があると考える。</p> <p>また、これらの決算審査等の実施期間は約3か月半程度であり、大手の監査法人であっても、この期間において、複数の自治体の決算審査を適正、的確に行うことが出来るのか、疑問が残る。</p> <p>地方自治の一層の発展と住民の利益が擁護されるよう、慎重な審議をお願いしたい。</p>
10万～25万	<p><b>見直し案①について</b>  現行でも不足気味な外部監査人について、短期間に集中する業務の受託者が確保できるかどうか、また委託経費等で人口規模の小さい自治体の負担が過大となる可能性が高い。</p> <p><b>見直し案②について</b>  内部と外部の監査機能の明確化の考え方に肯定する。決算審査の時期が限定されている中で体制整備が可能かどうか。</p> <p><b>見直し案③について</b>  共同組織で全ての市町の審査意見書を作成することは困難ではないか。監査組織の肥大化により経費の増大、効率性の悪化など十分に機能する組織として構築できるのか不安である。会計検査院と同様の組織を視野に入れているのであれば、現在の定期監査より年間の監査実施件数がかなり少なくなる可能性がある。</p>
25万～50万	<p>見直し案において外部監査人が行う監査は、決算審査、例月出納検査、健全化判断比率審査等となっているが、すべての地方公共団体に外部監査人による監査が義務づけられるとそれに伴う経費等は、地方公共団体が負担するかどうかなどの問題点を慎重に議論し、各自治体の意見を十分に反映した上で、見直しをしてもらいたい。</p> <p>既に見直し案が出来上がり、現行の監査委員制度が廃止された形となっており、案を検討する時間も限られているので意見を述べるのは難しいが、先ず長及び議会(市長会・議長会)に見直し案の説明をして意見を求めるべきではないか。地方自治体の実情を把握した上で結論を出して欲しい。</p>
50万～100万	<p>たたき台において、全体として課題等の認識が、各自治体の規模を考慮したものとなっていないため、更なる検討が求められる。例えば、都道府県、政令指定都市、中核市等とその他の市町村とでは、課題も異なってくることは当然のことである。これを明確に意識しないままでは、解決策も実状に合わなくなる。</p> <p>検討会議に、現状認識をってもらうべく実態を伝えていく必要があると考える。</p> <p>実態を把握したうえで、監査制度にとどまらず、現行の地方自治制度の改革に取り組んでいただきたい。また、提案されている全国一律(単一)の監査組織では、各地の状況に的確な対応が困難と思われる。確かに、各自治体から独立した監査組織は必要と考えられるので、今後は、その組織、方法等についての議論を深めていただきたい。</p>



人口区分	意見
100万以上	<p>地方自治法の抜本改正に向け、地方行財政検討委員会において検討されている監査委員制度の見直しは、地方公共団体において、国庫補助事業に係る不適正な経理処理が行われていたこと、また、一部において、不適正な決算が調製され、監査委員の審査も不十分であったことから、現行監査制度が有効に機能しているか疑問があるとして、検討が進められている。</p> <p>その中で、現行制度の課題として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 監査委員制度の課題～独立性・専門性に限界～</li> <li>② 外部監査制度の課題～専門性・組織性～</li> <li>③ 監査を担う人材の課題</li> <li>④ 監査基準についての課題</li> </ol> <p>が挙げられている。</p> <p>そして、その課題は現行制度そのものに内在するとして、現行の監査委員制度、外部監査制度については、廃止を含め、ゼロベースで大胆に制度を見直すことを前提として、今回、3つの案が提案されている。</p> <p>1 しかしながら、次の理由により、基本的には現行の監査制度を維持したうえで、その充実により課題に適切に対応することは可能であると考える。</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 不適正な経理処理問題は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 補助事業の仕組み等財政制度の改善</li> <li>イ 執行機関の内部統制の充実・強化</li> <li>ウ 監査委員制度における監査基準の明確化、調査権の強化</li> </ol> <p>などにより対応すべきである。</p> <p>特にアについては、地域主権の観点から、国と地方公共団体の間の各種制度について、地方公共団体から改正を求め実現していくための権限強化など法的な仕組みの整備が必要である。</p> <p>(2) 地方公共団体の存立に影響を及ぼすような不適正な決算調製等の事例は、ごく一部のまれなものであり、財政健全化法の施行により未然防止措置が講じられている。</p> <p>(3) 監査委員制度の課題として挙げられている独立性・専門性については、大都市の監査体制においては、独立性については疑念を招かないよう取り組んでおり、また専門性については、監査委員は定数の範囲内で、補助職員についても適材適所の人事配置により、それぞれ取り組んでいる。</p> <p>監査委員に会計・法律の専門性と地方公共団体の財務会計に関する知識・経験の両方を備えた人材を求めることは困難であり、定数の範囲内において、それぞれの人材が確保できるようにすべきである。</p> <p>また、補助職員については、現行の監査が指導監査が中心であり、抽出監査によらなければならないことを考慮すれば内部の財務会計制度に精通し、実務経験を有した内部職員が監査を実施する方が効果的・効率的である。</p> <p>(4) 監査を担う人材の確保や監査基準については、極めて重要な課題であるが、このことは、現行の監査委員制度であっても、見直し案に示された監査制度であっても共通の課題である。</p> <p>2 また、新たな監査制度を検討するとしても、本来その前提として、地方公共団体における監査の基本的な役割を、摘発型の監査とするのか、それとも指導型の監査とするのかを明確にする必要がある。</p> <p>本件では、その点があいまいなまま、3つの見直し案がたたき台として示されているが、敢えて評価を行えば、次の考え方から財務監査を内部統制として行う見直し案①が、一番優れている。</p> <p>ただし、財務監査以外をすべて外部監査に委ねる以上、その制度設計においては、課題として挙げられている専門性・組織性の限界を解消し、本来の監査目的が達成できるよう、慎重に検討される必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 予算執行等の適正確保は、執行機関自らが内部統制の中でチェックすべきである。</li> <li>② 財務監査は、首長から独立した執行機関が監査を行うよりも、対象事務を行う職員の人事権を有する首長が、内部統制として直接、監査を行う方が、より実効が挙がる。</li> </ol> <p>見直し案②は、内部監査役の職務権限が、現在の監査委員のそれに比べ大幅に縮小されるにも関わらず、独立した執行機関として設置するのは、経費的な観点及び事務組織の簡素・効率化の観点からみて問題がある。</p> <p>また内部監査役の補助組織も必然的に縮小され、住民監査請求による監査などの臨時的な監査需要に機動的に対応し難くなる。</p> <p>見直し案③は、小規模な市町村においては有効であると考えられるが、現行の監査は指導監査が中心となることを考慮すると、各地方公共団体の行政運営に熱意を有し、内部状況を熟知した者が従事する方が効果的・効率的であり、これらの点から適当でない。</p> <p>3 (住民の直接請求による監査の見直し)</p> <p>現行の住民の直接請求による監査は、請求対象が地方公共団体のすべて事務に及ぶが、請求のハードルが高く、その利用が極めて困難な制度となっている。</p> <p>一方、住民監査請求による監査は、請求対象が財務会計行為に限定されている。地域主権を実現するためには、財務会計行為以外の事務についても、請求しやすい制度とする必要がある。</p> <p>また、この監査の実施については、外部の中立的機関で多様な請求内容に的確に対応できる仕組みが必要である。</p> <p>4 新たな監査制度の設計に当たっては、地域主権の観点から全国の地方公共団体の画一的な監査制度では</p>

人口区分	意見
一部事務組合等	意見なし

その他特記事項

人口区分	意見
3.5万未満	<p>外部監査人を雇用する場合(税理士 公認会計士 弁護士等)出務日当がかなり高額になり市の負担が多くなる。 国からの補助金・交付金の予算化を条件にしてほしい。(安芸市)</p> <p>1. 見直し案の中で選択するなら、③ (1) 高知県の場合は県一組織が望ましい。 (2) 課題:共同組織に対する各自治体の費用負担は現行範囲内で賄えるのか。 2. 財政援助団体等の監査の見直し案は不適切と考える。 長の監査ではなく、共同組織が行う監査とすべきと考える。(須崎市)</p> <p>監査制度の見直しの方向については、3つの案につき、検討したが、今のところどの方向かは決定しがたい。 (土佐市)</p> <p>現時点では、具体的な意見はありませんが、制度の見直しを行う場合は、特に、地方の実情に十分留意した見直しを希望します。(香南市)</p> <p>意見集約に当たって監査委員合議によることができませんでしたので、監査委員さん個々が出された意見をそのまま掲載します。 意見1 特に意見はありませんが、監査委員に意見を求めるよりも、総務省と自治体で検討することではないかと思えます。 意見2 1 現行制度の課題等 ① 内部監査と外部監査で重複した監査を行ったとしても、多くの方の目が変わって監査することは、別に悪いことではない。 ② 内部職員の独立性・専門性の不十分については、それぞれ多くの研修も行っており、監査に関する専門的知識が不十分とは決して言えない。 ③ 監査基準の不存在については、手法がまちまちであるなら基準そのものを正せばよい。 2 監査機能別の見直しの方向性について ① 長又は議会の請求による監査については、廃止が主体となっている。 長や議会が、本来の権能として実施すべきとしているが、当然に長又は議会もその方向で行っていると思う。しかし、特別なことも考えられるので、廃止はすべきでない。 ② また、財政援助団体等の監査も廃止となっているが、長が行うにはどのような方法で監査するか明らかでないし、現行がよいと考えるので廃止すべきでない。 3 見直し案の①②③について 改正案の考え方の中で監査のあり方について、全国単一の監査共同組織が、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与及び研修を担うこととするとしている。 ① その点から考えると、外部監査人への委託については、総務省は法人化の考えではないか。 ② また、独立した執行機関として「内部監査役(議会の同意を得て長が任命)」を設けることは、現行監査委員制度と同じことではないか。 ③ 監査機能の共同化として、複数の地方公共団体(都道府県単位の法人化と考えられる)が地方監査共同組織を設立して定期監査等を行うこととし、併せて決算審査等についても共同組織において行うとしている。委託でも共同組織でも地方公共団体は、多額の費用負担を必要とするし、新たに国、地方を問わず天下り制度をつくることになるとかえらられるので、今回の監査制度の見直しは、反対である。 また、今回の見直しは、全国地方自治体でこうした問題点が多発しており、見直すという具体的な内容が解りづらいことを申し上げたい。(香美市)</p>
3.5万～5万	
5万～10万	<p>一方、外部監査のあり方としては、決算審査やその前提となる財務に関する事務処理など、より専門的かつ高度な知識を要する監査については、財政状況を対外的により正確に公表することが求められていることから、外部監査人が主体的に担う監査により実施し、監査機能の強化を図るべきであると考えます。その際、外部監査人の資質・能力を高めるための全国統一的な共同設置機関を設けるなど外部監査機能の強化・組織化は効果的であると考えます。(坂出市)</p> <p>現行制度の課題等に記載されているとおり、監査機能の在り方についての基準が不明確であり、他の問題についても同様の意見である。 現行案(たたき台)では、制度上の問題としてまとめられているように感じ、実態に即した形で問題点を整理すべきではないか。 また、自治体の規模(財政規模等)も考慮し、検討することも必要ではないか。(大洲市)</p> <p>現行システムからの移行が必然であるならば、単純に考えれば見直し案③が効率的で経費面でも軽減できそうだ。(南国市)</p>

<p>10万～25万</p>	<p>まず、内部監査のあり方としては、内部統制体制を確立させることを前提として、内部監査機能の確立および内部職員の独立性の確保の観点から、独立した機関である「内部監査役」の設置は必要であり、定期財務監査や住民監査請求監査などについては、複雑かつ膨大な市政業務に精通した「内部監査役」が担当すべきであると考えます。(丸亀市)</p> <p>まず、現行制度の課題において、内部監査と外部監査を比較し、監査機能が不明確であるなどの点を記載されているが、当市では、外部監査制度は導入していないので、主に、監査の専門性や独立性の観点から検討すると、以下の点に注意が必要である。  例月出納検査や定期財務監査等は、決算審査の一部として位置づけられるが、3案とも監査主体を内部と外部に分け、一連の監査業務を分けて実施する案となっているが、これら業務については、一体での監査が求められる。  また、監査主体を内部と外部に分ける場合でも、現在の案とは逆に、正確性が求められる例月出納検査や決算審査は、内部監査で対応が可能であり、外部監査では、主として、専門性や3Eが求められる監査を実施すべきである。  住民監査請求等は、現行では、個別外部監査を除き、内部監査で判断を下しているが、外部監査人が監査を実施すれば、より監査の独立性が保たれるのではないかと。  また、財政的援助団体等の監査の長実施、指定金融機関監査の会計管理者実施、行政監査の廃止には違和感がある。  (まとめ)  内部監査が不十分ということであれば、3つの案の中では3案が妥当であると考えるが、業務の範囲や業務分担については、問題があるのではないかと考える。(今治市)</p> <p>包括的には③案に賛成。  地方監査共同組織がどの範囲毎に設立されるかが不明であるが、この際、全国の当該組織間で監査基準が異なることのないよう、全国一律の基準作りとその運用が求められる。  また、監査後における当該共同組織の責任をうたっているが、その責任範囲の明確化が不可欠。  今日まで長きに渡り、監査基準や手法が地域間で異なる中自治体監査が実施されてきたこと等を考慮すると、当該基準策定の困難性と、運用時の自治体の大きな混乱が予想される。  法改正等を含め、地方自治体への周知徹底等、周到な準備期間を設け、慎重に 制度改正を進めていく必要があるものと思慮される。(西条市)</p>
<p>25万～50万</p>	<p>1 現行制度の課題について  住民監査請求制度が課題とはならないのか。監査側からすると、現行の60日以内に結果を出すことの困難さを挙げたいし、住民側からすると、財務会計上の行為を対象とする現制度への不満があるのでないか。見直し案①、③の検討事項の中身として、住民監査請求制度のあり方も含めてはどうか。</p> <p>2 見直し案①について  自治体規模が小さいところは、外部監査人を選任することが、費用面、人材面で困難な面がある。他の自治体と共同で外部監査人を選任できる方策の検討もお願いしたい。</p> <p>3 見直し案②について  現行の監査委員制度と「内部監査役の設置」の効果的な違いがわからない。  また、「内部監査役が責任を負う」とするが、長から職員配置等で十分な体制を保証されなければ、リスクが大きいと思う。</p> <p>4 見直し案③について  監査共同組織は、詳細が不明であり、賛否の意見を出しにくい面はあるが、現行の監査制度の課題である、身内意識、専門性という面に対応するのではないかと。(徳島市)</p> <p>・自己チェック体制の強化+自らの団体を自らの職員がチェックしないシステムを構築することになっていますが、見直し案①②については、自らの団体を自らの職員がチェックすることになり、現行とあまり変わらないのではないかと。  ・定期財務監査を内部組織で行うことや、財政援助団体等の監査を長が行うことは、現行より後退するのではないかと。(高知市)</p> <p>現行監査制度が抱える様々な課題に対応するには、内部監査と外部監査の監査機能を明確化することが必要です。  まず、内部監査のあり方としては、内部統制体制を確立させることを前提として、内部監査機能の確立および内部職員の独立性の確保の観点から、独立した機関である「内部監査役」の設置は必要であり、定期財務監査や住民監査請求監査などについては、複雑かつ膨大な市政業務に精通した「内部監査役」が担当すべきであると考えます。  一方、外部監査のあり方としては、決算審査やその前提となる財務に関する事務処理など、より専門的かつ高度な知識を要する監査については、財政状況を対外的により正確に公表することが求められていることから、外部監査人が主体的に担う監査により実施し、監査機能の強化を図るべきであると考えます。その際、外部監査人の資質・能力を高めるための全国統一的な共同設置機関を設けるなど外部監査機能の強化・組織化は効果的であると考えます。(高松市)</p>

50万～100万	<p>本市は、現行の監査制度が戦後60年以上の歴史を有し、その間、時代の要請による多くの制度改正を経て、自治体運営に一定の役割を果たし、かつ、有効に機能してきたという認識に立って、今回監査制度を見直すに当たっては、現に監査に携わっている現場の声を十分に反映し、地域の実情を考慮に入れた制度となるように求める立場から意見を申し上げます。</p> <p>現行監査制度の課題としてあげられている中で、「内部の職員の独立性、専門性は不十分」とされている点、「監査基準の不存在」といった点については、確かに今後の課題として充実していく必要があると考えます。しかし、「内部監査と外部監査の監査機能が不明確」、「現行監査委員及び外部監査人の責任が不明確」、「外部監査人の組織性が不十分」といった点については異なった認識を持っています。</p> <p>内部監査が行政の実情に通じた利点を生かし、広く網羅的に監査を行うのに対して、外部監査はその専門性を生かして、個別のテーマについてある程度時間をかけてじっくりと取り組むという、現行制度の役割分担には一定の合理性があると考えられます。</p> <p>また、後で不正等が発見された場合に監査を担当した者が責任を負うという考え方は、監査対象が膨大な中で監査期間には制限があり、特に決算審査などでは、審査結果を翌年度の予算編成に反映させるといった要請もあり、迅速な対応が迫られる状況下では、監査人に多大な負担を負わせるものであると言わざるを得ません。責任を負うというのが具体的にどのようなことを指しているのか明らかではありませんが、運用の仕方によっては、監査人のなり手がなくなることも懸念されます。今回見直し案として示されている3案は、いずれも決算審査や例月現金出納検査を外部監査人が行うこととしておりますが、その点でも疑問が残ります。</p> <p>全国の中小規模の市町村の大部分が未だ外部監査を実施していない現状では、見直し案で想定されている、すべての自治体において外部監査が高いレベルを保って実施できる体制ができるのかどうか疑問に感じざるを得ません。</p> <p>まず、外部監査をすべての市町村が経験することによって、職員の専門性を深め、内部監査のレベルアップを図るとともに、外部監査人の行政への知識・経験を積み上げていくことが当面の課題であり、現実的な監査機能充実へ近道なのではないかと考えます。(松山市)</p>
100万以上	
一部事務組合等	

その他特記事項	

人口区分	意見
3.5万未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査機能責任の不明確は、現行法の改正等で明確化すれば可能。</li> <li>・ 職員の専門性・独立性について、県政令市でのプロパー的採用は可能と思われるが、小規模市町村は難しい。共同設置で専門職員を採用。</li> <li>・ 案②の内部監査役制度は、現行監査委員と差異がない。</li> <li>・ 現行の制度では、特に小規模自治体において監査委員や担当職員の専門性の確保という面で十分にその機能を果たしきれない部分が見受けられ、監査の独立性の観点から、基本的に現行見直し案に賛同する。</li> <li>・ 「見直し案」の内部統制システムの構築については、新たに設置される内部統制担当部局が現行の監査事務局に代わる部局として、他の関係部局に対し、どのような役割を果たすことが可能なか明確ではなく、また内部システム（内部監査役または内部統制担当部局）と外部監査人との機能分担、調整の方法等の検討課題が残される。</li> <li>・ 監査の客観性・公平性の確保という観点から今後さらに検討が加えられ、現在自治体が抱えている問題点をふまえて本来の機能を果たすことができる統制システム構築の具体化が必要であると考えます。</li> <li>・ 外部監査を実施するとなると財政的に厳しい面があり、監査機能の共同化についても、離島であることから無理があると考えており、特に意見はない。</li> <li>・ 「見直し案①」に賛同</li> <li>・ 現在、当該資料を一読している状況であり、現段階における監査制度の見直しに対する取り組みや意見等については特段ないところであります。</li> <li>・ 監査の外部化の推進及び責任の明確化について議論することは尚早であり、まずは、各自自治体の監査に対する意識・評価・人事・待遇の面から議論してほしい。</li> </ul>
3.5万～5万	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「見直し案②」に賛同するが、内部監査役が行う監査等の中で、住民の直接請求による監査並びに住民監査請求による監査については、外部監査人が行う監査に入れた方がより公平・公正な監査が行われるものと考えます。</li> <li>・ 「見直し案②」に賛同</li> <li>・ 予算的、事務能力的にみても外部監査を行うことは困難である点では、監査機能の共同化は、今後の監査機能を行う上で必要な事項である。</li> <li>・ 監査事務局の職員は、専門性が不十分であり、外部監査に委ねる事は、この問題を解消するきっかけと考えられる。</li> <li>・ 内部監査役を残す場合、議会選出の監査委員は不要である。</li> <li>・ 各案において、監査の外部化が強調されているが、導入に際し当市においては、やはり財政的な問題が大きい上に、外部監査人の人材確保・事務補助の体制においては、特に困難を極めることが予想される。</li> </ul> <p>地方監査協同組織及び共同化についても各自自治体で条例・財務規則等に差異もある為、専門性・資質向上は勿論のこと事務補助の体制次第で、定期・随時の財務監査、外部監査人による例月出納検査等による実査効果が、決算時に大きな影響を及ぼすことも予想される。また、複数の自治体を同時期に決算審査することが可能であるか、内部統制の明確化など、いずれにせよ時間をかけ慎重な議論が必須であると思われまます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員制度の歴史を変えるのであれば、もう少し時間をかけて、各部門（項目）毎に検討すべき。</li> </ul>

・案①の「長の責任の明確化及び監査機能の外部」を取り入れることで、監査の外部化を進め、独立性・専門性だけでなく公平性・透明性の高い運営ができるのではないかと。ただ、多くの自治体の財政が逼迫状態で委託料等の問題がある。

・自治体の種類、人口規模、実情を考慮せずに、一律に制度の改革、見直しをすることは無理である。

・制度の改善は必要と考えるが、監査委員の権限強化や統一した監査基準の制定などを先行させるべき。

・今の監査が、全国レベルで一部機能していないことで、現行の監査委員制度について廃止を含め、ゼロベースで大胆に制度を見直すことには疑問である。

・総務省は、都道府県と市町村が共同で、監査の専門組織を設置し、その組織から監査人を派遣するという仕組みを検討しているが、現行の長が監査委員を任命する制度のもとでも、監査がさらに有効に機能できる余地は大いにある。

まず、自治体監査が「内部監査人」としての使命を明確に自覚し、組織運営の問題点を早期に発見し、改善を勧告することを自覚して活動することである。そして、間違いをチェック、改善し、ルール違反がどんなリスクを組織と職員にもたらすかを、明確に説明し、自治体組織の信用を守ることは、内部監査だからこそ果たされているのではないかと。実際、出先機関を抱えている自治体では、学校・公民館など多くを監査していることで、事故を未然に防いでいる。組織内部の人間が自らの属する組織に対して監査を遂行することは、十二分に可能である。

現行の監査を補完する方法として、監査人（監査委員・事務局職員）の意識改革、監査の資質の向上を図るために、まずは、研修の充実を図っていただけたらと考える。

・監査制度の見直しに当たっての課題等は、お見込みのとおりだが、外部監査契約の締結を必要としない都市にあっては、外部監査契約の実績がなく、判断に迷う。現行制度に則するものであっても、運用面での手引き書など統一的な基準や監査能力の向上を高める、全国単一組織機構の確立が具現化していない現状にあっては、今回を契機として各地区監査委員会組織のなかで、もっと時間をかけた議論をする必要があるのではないかと、思料する。監査機能の共同化によって統一的な監査の確立、や内部統制体制の整備は、当市にとっても意図するところであり、「見直し案③」に賛同する。

・次の点について疑問がある。

・見直し案①について、監査共同組織は「全国単一」とあるが、その構成・組織はどのようになるのか（当該組織は「国」の機関か、「事務組合」のような組織か民間なのか。）。また、長の補助機関としての内部統制体制とあるが、独立機関としない理由が分からない。

・見直し案②について、「内部監査役」がなぜ「会計管理者とは別に独立した執行機関」となるのか、財務監査以外の住民監査請求等監査との関連が不明である。また、内部監査役と内部統制部局の関係はどうなるのか、内部監査役の下に事務局が置かれる場合の職員は当該自治体職員なのか、プロパーなのか。

・見直し案③について、「地方監査共同組織」は都道府県を含むのか、そして、その職員は各自自治体からの出向なのか、プロパー職員なのか。また、当該組織と自治体の位置づけ、権限等はどうなるのか。

・「見直し案③」に賛同

・外部監査人に監査を委託すると現行よりも経費が増大するが、単費で行うのか。

5万～10万

- ・内部監査役制度は現行制度の縮小版であり、抜本的な見直しにならない。
- ・監査共同組織の設立は、組織の概要が不明で、人材の確保、費用負担はどうなるのか。
- ・外部監査人の数が圧倒的に不足し、十分な監査ができないのではないか。
- ・内部統制体制の整備について、長に義務化し、責任を明確にすることで、職員の職務執行が向上する。
- ・長の補助機関として、内部統制担当部局がモニタリングを行うことで、効率性向上。
- ・組織を都道府県単位で構成し、決算審査・健全化判断比率の審査等専門知識による効率的監査が可能となる。
- ・費用面や事務量を考慮し、例月出納検査は共同化から内部統制に移す。
- ・「地方行財政検討会議」において指摘されているように、監査委員、外部監査による現行の監査制度においては、いくつかの課題等があるため、制度の見直しに向けての議論は理解できます。
- ・現行制度の課題等を整理（現状を把握）することで、その対応策が見えてくるとは思いますが、現行制度の廃止をも含めたゼロベースからの論議となっています。仮に、現行制度の廃止が決定されれば、全国の地方自治体の予算、組織等に影響を及ぼすため、各自治体からの代表議員及び関係者からも意見を聞き、時間をかけて論議をすることが肝要かと思われます。
- ・内部監査のあり方と内部統制システム、外部監査のあり方、監査を担う人材の確保、監査の基準等、検討項目は多岐に亘っておりますが、現時点では、監査委員及び事務局職員による内部監査機能強化のため研修による資質の向上や、外部の専門家である弁護士、税理士、公認会計士等も、組織的な監査手法等に関する専門的知識及び行財政制度についての研修等、資質の向上を図ることが必要と思われます。
- ・3案とも一長一短があると思われます。現段階において、それぞれの是非について判断し兼ねます。
- ・①②案の外部監査人への委託について、入札等で委託先が短期間で入れ替わる場合、現在の自治体監査の能力を上回れるか懸念する。
- ・自治体側について、文書化されていない運用等の整備が必要。
- ・3案中③が望ましいが、証憑類のやり取りや閲覧等を考えると、地方監査組織は県に数箇所必要ではないか。

- ・3案に絞った議論は拙速である。
- ・現行の監査委員による内部監査を「内部統制部局」が担うことは、外部の関与を除外するものであり、避けるべき。
- ・監査事務局職員が、監査に関する専門的知識等を備えることが必要である。事務局職員への有資格者の登用など人材確保と資質を図ることが重要。
- ・現行、監査委員が行っている財政援助団体等の監査を廃止し、長が監査するとあるが、この件について疑問である。



10万～25万

・財政援助団体等の監査を通じて感じたことであるが、行政の長がきちんとした行政を行ってれば長に監査を委ねても問題ないと思われる。しかしながら、一步間違えると行政の長の考え次第で、財政援助団体等が、本来の姿と違った方向へ流される懸念を感じるところである。

もう少し議論が必要ではないだろうか。

あくまでも一般論であり、行政の長の権限は強いことから、先々のことを考えての意見である。

・特に意見はない。

・各案とも監査基準の明確化を求めているが、会計制度の見直しが前提として必要。

・明確な責任規定を定めた場合に監査委員の背負うリスクが増大するが、それに見合った身分保障（報酬の増額等）が必要となる。

・地方において、外部監査人の確保ができるか。また、委託に伴い発生する費用負担は、現行の財政状況では重荷である。

・地方監査共同組織を設立した場合に適切な人材確保ができるか。また、職員の身分は。

・監査制度の見直しについては、政令指定都市、中核市、それ以外の自治体において、ガバナンスのあり方、予算規模、監査委員及び事務局の人員体制など、それぞれに違いがあり、同列での議論には無理がある。それらのことを踏まえ、方向性を見出して欲しい。

・監査を外部化する場合

① 費用（財政的負担）はどうなるのか。小さい団体は、財政的に苦しいであろうし、また、大きい団体は、監査請求等の件数が多いため、負担が大きくなるのではないかとと思われる。

② 外部監査人の基準はどうなるのか。地方は会計士等が少ないため、外部監査人の確保が難しい。資格と責任（報酬と職務、人材の数など）の兼合いはどうなるのか。

③ 内部からの事務補助体制はどうなるのか。全て外部監査人で行なうのか。②及び③については、費用の問題にも通じることになる。

・独立性・専門性の向上のためには監査の外部化は避けて通れないとすると、内部監査と外部監査が明確化されている②案が現実的に妥当と思われる。

・財務監査は団体ごとに差異があることから③案における地方監査協同組織の設立は困難と思われる。

・たたき台を見た限りでは、見直し案①はどうかと思うが、詳しくわからないので、今後、検討される動向を見極めたい。

見直し案②＜内部と外部監査機能の明確化＞について

・外部監査が行う監査について、決算審査、例月出納検査があるが、この2つの監査は、不適正な経理処理の指摘を含め、財務全般のチェックを行う業務であり、行財政制度及び財務会計制度に関する経験・知識が求められることから、外部監査が行うことには疑問を持つ。

一方、住民の直接請求による監査、住民監査請求による監査は内部監査役が行う監査等となっているが、この2つの監査は、地方公共団体の長が行った業務に関して疑義が生じた際に、住民からの請求に基づき行われる監査である。内部監査役が長から独立した立場にあるとは言え、同一の地方公共団体に属していることから、外部監査が望ましいとの考えを持つ。

<p>25万～50万</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しの方向性については特に異論はなく具体的な意見はないが、次の点について疑問がある。</li> <li>・外部の監査にかかる経費について、国や県からの財源の手当てはあるのか。</li> <li>・外部で決算審査や現金出納検査を行う場合、現金主義会計でなく発生主義会計（企業会計）に移行しておく必要があると思われるが、その時期（期限）等ほどのように想定しているのか。</li> <li>・市の財政状況に対するチェック等が強化され、市民に対する説明責任能力が向上するのであれば、方向性については問題ない。</li> <li>・監査共同組織等の設立に伴う費用や外部監査に係る委託料等財政負担に懸念。</li> <li>・現状の監査制度にもメリットはあることから、制度の中身は言うに及ばず、費用面の検討を十分するべき。</li> <li>・たたき台については、現段階で詳細な検討はしていないが、現行の監査制度の課題である監査委員制度と外部監査制度との明確な役割の区分、監査の実務を担う職員の問題、また、合議制監査や業務監査とされながらも具体的、明確な監査基準がないことなどの課題解決などに大いに効果のあるものであると考えられる。</li> <li>・なお、今回の監査制度の抜本的な改革にあたっては、内部統制システムの構築が大きな軸であり、市役所内部での検討が急がれる。さらに、改革案については、次の点が懸念される場所である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>案①は、本市の考える基本的な方向性と同じであるが、外部監査人が全国単一の監査共同組織であることが可能か・否か、また、監査人となる人材の確保及び監査人との契約金額の設定などの課題がある。</li> <li>案②は、民間企業をモデルにしたものと推定され、案①をさらに強化したものと考えられるが、課題については案①と同様である。</li> <li>案③は、監査機能の共同化を考えているが、これは、都道府県・政令市を除く小規模自治体における監査機能を充実するためには有効と考えるが、複数団体の監査を実施するにあたり、各団体組織や会計などの予備調査等へのロスが課題となる。</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査基準の統一化や独立性の発揮、責任の明確化の部分については担保されていると思われる</li> <li>・財政援助団体監査については、適正な監査が行われるか懸念する。</li> <li>・行政監査について、廃止の意図が不明確である。</li> <li>・監査委員の権限強化等を踏まえ、内部統制に委ねる意図が不明。</li> <li>・監査の外部化の推進について、個人情報等により情報収集や資料徴求に支障をきたす恐れがある。監査権限の法的強化が必要ではないか。</li> <li>・見直し案①について、独立性・専門性が強く発揮されると思われるが、長が行う監査については、適正な監査が実施されるか、監査結果が明瞭化されるか等懸念される。また、「審査・検査」については外部委託により専門性を発揮できると思われるが、「監査」については各地方公共団体独自の運営方法や手法についての知識や認識を研修により担保できるか疑問であり、監査レベルの低下が懸念される。</li> </ul>

50万～100万	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し案②について、新制度への移行がスムーズにできると思われるが、の2案より監査の外部化が比較的少ないことから、従来から問題となっているローテーション人事から完全に開放されるとは言いがたく、専門性について完全に発揮できるとは言い難い。</li> <li>・見直し案③について、独立性は発揮されるが、専門性の発揮については、組織の人員構成次第では人事ローテーションに大きく左右されると思われる。</li> <li>・結論として、現行の監査委員制度の権限強化が必要と考えているが、それに関する改正案が示めされてなく、また、示された3原案は概要が不明確で、判断しようがない。</li> <li>・内部監査役による監査（予算執行等）と独立した外部監査人の監査（決算等）の両面からチェック機能を発揮できる「見直し案②」が妥当ではないかと考える。</li> </ul> <p>外部監査人が決算等監査を担うにあたり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査の委託手続、外部監査人の派遣・実施時期の調整、監査費用の積算などを効率的に行うための調整機関が必要ではないか。（例えば都道府県単位）</li> <li>・外部監査人には、これまで以上に調査権を付与するなど監査権限を強める必要があるのではないか。</li> </ul>
100万以上	
一部事務組合等	

その他特記事項
※福岡市は、直接、全国都市監査委員会(大阪市)へ回答

## 2. 人口区別意見集約一覧

人口区分 3.5万未満	
北海道地区	外部監査で現在の(内部)監査以上のことができるのか疑問である。行政知識の長けた人材の確保も難しく、審査には多くの時間を要し、多くの支出を伴うことになる。また、健全化比率は、最終的に総務省で確認するので、外部監査は財政健全化団体以上の指数になってからでもいいのではないのか。監査の広域化は、最も近い市が50キロも離れている状況では難しいのではないのか。行政監査の廃止は監査権限の低下となる。全国統一の監査基準は必要だ。
	自治体の規模等さまざまな要因により監査の時期、範囲、対象等を画一的に行うことは困難だ。自治体の規模等無視した画一的な改正は極力避けること、制度移行には無理のないスケジュールを望むほか、中小都市等に配慮し、都道府県または政令指定都市から順次制度移行するなど、柔軟な対応を望む。
	当市委員としては、現場の実情を国に伝えることなしに見直しを進めても、机上の空論になりかねないと危惧している。「地域主権」を実現するためには、データや哲学的な議論だけではなく、現場における実情を反映させ、その地域や規模に見合う細やかな制度に見直していくことが不可欠である。
	規模の小さな自治体であれば、外部委託先の確保が難しいことから、見直し案③という考えになるが、共同設置に伴う各市町村の負担すべき経費が見えないため、一律にこの考え方で進めるべきではない。選択肢のある制度を望むが、内部・外部監査の両方を行わなければならないのか疑問である。また、内部統制担当部局の設置においても、人件費増とならない効率的な運用を検討してほしい。都道府県単位等の共同化は検討していく必要がある。経費削減がなされ、監査効率の向上が望まれる改正案の策定をお願いしたい。
東北地区	①に賛成
	③に賛成
	外部監査人の確保が重要 指導監査に重点を置いているが、行政の知識・経験が乏しいと思われる外部監査人に、その役割は期待できないのではないのか。ペーパーレスの財務会計システムだが、外部監査人の行う例月出納検査の実施に不安を持っている 行政監査の廃止は賛成。地方自治体の財政状況や行政の仕組みが分からないと監査できないのではないのか。決算審査業務は一時期に集中するが、外部監査人の体制は大丈夫なのか
関東地区	小規模自治体にも現実的な方策を望む
	小規模自治体では費用対効果に疑問
	十分な議論をするためには時間がさらに必要
東海地区	現行のままでよい
	現在の監査委員制度について、機能していないとは考えておらず、指摘のある問題点について、対応策を講じるべきではないかと考える。具体的には、事務局職員の外部登用による独立性を確保するや、専門職員の育成の義務付け等による対応等が挙げられると考える。
北陸地区	まず、抜本的な制度改正についての研修会の開催(監査委員も含む。)が必要では。 高度で専門的な知識がますます要求される監査委員や事務局職員の人材育成を制度改正よりも優先すべきではないかと思えます。
	外部監査人を雇用する場合(税理士 公認会計士 弁護士等)出務日当がかなり高額になり市の負担が多くなる。 国からの補助金・交付金の予算化を条件にしてほしい。 1. 見直し案の中で選択するなら、③ (1) 高知県の場合は県一組織が望ましい。 (2) 課題:共同組織に対する各自治体の費用負担は現行範囲内で賄えるのか。 2. 財政援助団体等の監査の見直し案は不適切と考える。 長の監査ではなく、共同組織が行う監査とすべきと考える。 監査制度の見直しの方向については、3つの案につき、検討したが、今のところどの方向かは決定しがたい。 現時点では、具体的な意見はありませんが、制度の見直しを行う場合は、特に、地方の実情に十分留意した見直しを希望します。

<p>四 国 地 区</p>	<p>意見集約に当たって監査委員合議によることができませんでしたので、監査委員さん個々が出された意見をそのまま掲載します。</p> <p>意見1 特に意見はありませんが、監査委員に意見を求めるよりも、総務省と自治体で検討することではないかと思えます。</p> <p>意見2 1 現行制度の課題等 ① 内部監査と外部監査で重複した監査を行ったとしても、多くの方の目が変わって監査することは、別に悪いことではない。 ② 内部職員の独立性・専門性の不十分については、それぞれ多くの研修も行っており、監査に関する専門的知識が不十分とは言えない。 ③ 監査基準の不存在については、手法がまちまちであるなら基準そのものを正せばよい。</p> <p>2 監査機能別の見直しの方向性について ① 長又は議会の請求による監査については、廃止が主体となっている。 長や議会が、本来の権能として実施すべきとしているが、当然に長又は議会もその方向で行っていると思う。しかし、特別なことも考えられるので、廃止はすべきでない。 ② また、財政援助団体等の監査も廃止となっているが、長が行うにはどのような方法で監査するか明らかでないし、現行がよいと考えるので廃止すべきでない。</p> <p>3 見直し案の①②③について 改正案の考え方の中で監査のあり方について、全国単一の監査共同組織が、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与及び研修を担うこととしている。 ① その点から考えると、外部監査人への委託については、総務省は法人化の考えではないか。 ② また、独立した執行機関として「内部監査役(議会の同意を得て長が任命)」を設けることは、現行監査委員制度と同じことではないか。 ③ 監査機能の共同化として、複数の地方公共団体(都道府県単位の法人化と考えられる)が地方監査共同組織を設立して定期監査等を行うこととし、併せて決算審査等についても共同組織において行うとしている。 委託でも共同組織でも地方公共団体は、多額の費用負担を必要とするし、新たに国、地方を問わず天下り制度をつくることになるとかながえられるので、今回の監査制度の見直しは、反対である。 また、今回の見直しは、全国地方自治体でこうした問題点が多発しており、見直すという具体的な内容が解りづらいことを申し上げたい。</p>
<p>九州 地 区</p>	<p>監査機能責任の不明確は、現行法の改正等で明確化すれば可能。</p> <p>職員の専門性・独立性について、県政令市でのプロパー的採用は可能と思われるが、小規模市町村は難しい。共同設置で専門職員を採用。</p> <p>案②の内部監査役制度は、現行監査委員と差異がない。</p> <p>現行の制度では、特に小規模自治体において監査委員や担当職員の専門性の確保という面で十分にその機能を果たしきれない部分が見受けられ、監査の独立性の観点から、基本的に現行見直し案に賛同する。 「見直し案」の内部統制システムの構築については、新たに設置される内部統制担当部局が現行の監査事務局に代わる部局として、他の関係部局に対し、どのような役割を果たすことが可能なか明確ではなく、また内部システム(内部監査役または内部統制担当部局)と外部監査人との機能分担、調整の方法等の検討課題が残される。 監査の客観性・公平性の確保という観点から今後さらに検討が加えられ、現在自治体が抱えている問題点をふまえて本来の機能を果たすことができる統制システム構築の具体化が必要であると考える。</p> <p>外部監査を実施するとなると財政的に厳しい面があり、監査機能の共同化についても、離島であることから無理があると考えており、特に意見はない。</p> <p>「見直し案①」に賛同</p> <p>現在、当該資料を一読している状況であり、現段階における監査制度の見直しに対する取り組みや意見等については特段ないところであります。</p> <p>監査の外部化の推進及び責任の明確化について議論することは尚早であり、まずは、各自自治体の監査に対する意識・評価・人事・待遇の面から議論してほしい。</p>

人口区分 3.5万～5万	
北海道地区	<p>外部監査人や外部監査組織など、長から完全に独立した監査機能が必要である。小規模な団体においては、内部、外部を問わず、共同組織の設立も有効と考える。また、補助機関である内部統制体制についても、確固たる組織としての位置づけを義務付けることが望ましい。</p> <p>内部監査と外部監査の監査機能が不明確～わが市では、包括監査や個別監査を外部監査人に委ねたこともないし、これからも財政困窮のため無いと思われるので、重複した監査という場面に遭遇したことがない。</p> <p>内部の職員の独立性・専門性は不十分～公会計の貸借対照表を作成するうえでは専門的知識が必要だが、定期監査は、専門的知識よりも整合か不整合かを俊敏に認識できる能力が必要だ。正義感があれば独立性は十分に担保できる。</p> <p>現行監査委員及び外部監査人の責任は不明瞭～外部監査人は、請負でそれなりに報酬を得て有資格の下で監査しているのだから、社会的な責任、企業としての責任があるが、監査委員に責任を持たせるのは、監査制度の主旨から考えても適当ではない。悪いのは、不正をやった張本人で、それを見抜けなかった監査委員が罰せられるような事態になったら誰も監査委員になる人はいなくなる。</p> <p>監査基準の不存在～ 監査基準として十分なものが存在しないとは思っていない。各自治体が様々に規定、規程、規約を設けてその基準で監査している。地方自治体の歴史的試行や事件の検証の結果積み上げられた手法が独自に存在していてそれぞれに発展進歩していると思う。</p>
東北地区	<p>①②に賛成</p> <p>②に賛成</p> <p>③に賛成</p> <p>内部統制システム整備は必要。行政監査廃止は反対</p> <p>現行制度の抜本的改正まで必要だとは思わない。人的・財政的負担の増は困る</p> <p>制度の見直しは賛成。国の見直し案をただ受け入れるのではなく、全監で対案を検討し、地方行政検討会議に提案したらどうか</p> <p>監査基準の制定を望む</p> <p>行政監査、財政援助団体等監査の廃止は反対。③に賛成だが、住民監査請求も外部監査人に</p> <p>外部監査人の体制に不安</p> <p>地方監査共同組織が不明</p>
関東地区	<p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>外部監査が義務付けされた場合、新たな財政負担が生じることを懸念</p> <p>時間をかけて十分な議論をすべき。</p> <p>現時点では判断できません</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>見直し案①に賛成</p>
東海地区	<p>現行の監査機能を否定している意見が出されているが、本市においては監査機能の役割を十分にはたしていると考えます。</p> <p>監査機能の外部化、内部と外部の監査機能の明確化により責任の所在を明確にする意図は理解できる。見直し案のいずれの案にも「監査共同組織」の関わりがあるが、同組織の地方公共団体に対する位置付けと職務の範囲・権限についてなど議論が必要であると考えます。また、長の関わり、議会による執行機関に対する監視機能の側面がある議選監査委員の立場など各方面との協議も必要である。</p> <p>現行制度が機能していないとは、考えていない。また、監査委員のみで各案の是非を回答できるものではないと考えるが、見直しの方向とするならば、見直し案③と思われる。</p>
	<p>1. 経費の議論について</p> <p>方向性を見極めには住民に説明できる財源の確保が必要となることから、見直し案①～③について概算事業費や財源の議論も行っていただきたい。</p> <p>2. 方向性の最終案について</p> <p>一本化ではなく複数の制度を設け、自治体の規模等実情により選択できるような方向性の検討を行っていただきたい。</p> <p>3. 検討会議の内容をその都度提供願いたい。</p>

北陸地区	<p>【現状・問題点】監査委員が不正経理を見抜けない。      →書類監査で、形式が整っていれば良しとする。精査でなく試査監査。      【解決策】見直し案②&lt;内部統制体制の整備と統制担当部局の内部統制のモニタリングの確保と強化&gt;</p> <p>【現状・問題点】監査委員の専門性と常勤化が確保されていない自治体が多い。      【解決策】見直し案②&lt;内部監査役の選任&gt;により共同化と専門職(有資格者)の選任と常勤化による機能強化。</p> <p>【現状・問題点】内部の職員の独立性、専門性が不十分である。      【解決策】見直し案②&lt;監査共同組織&gt;により職員の独立性、専門性の確保を図り必要な要員の確保を図る。</p> <p>【現状・問題点】中小の自治体にあつては、外部監査制度が活用されていない。      【解決策】見直し案③&lt;外部監査人監査の共同化&gt;内部監査と外部監査の住み分けを明確化と共同化により効率的な監査と監査の透明化を図る。</p>
近畿地区	<p>外部監査は多額の費用が必要で選択できない。      3案のなかで、見直し案③[監査機能の共同化]がより適切である。</p> <p>小さな地方公共団体にあつては、おのずから監査の独立性・専門性に限界があり、制度改正の必要性は感じるが、外部監査の経費や選任方法についても心配があるとの意見があつた。</p>
中国地区	<p>現行の監査制度では、内部統制と財務数値の監査をすべて自治体組織内部の監査委員が行っており、自治体外部の立場にある監査人が監査業務を行うことは必要であると考え。予算執行の適正等の確認は、内部統制の問題であり、自治体内部の組織においてそのチェック体制を持つべきである。また、定期監査・例月出納検査等の業務についても、内部統制の観点から自治体内部において行うことが適当と考える。決算数値・健全化判断比率等、外部に公開する自治体の財政情報については、数値情報の信頼性担保の理由から、外部の監査人による確認が必要と考える。いずれにしても、自治体内部・外部ともに監査業務を行う人材の確保が重要であると思われる。      外部監査制度を導入した場合の新たな経費負担について、現行制度以上の負担が発生しないようお願いしたい。      一方、次のように現行監査制度を一部改良すれば良しとする意見もある。      首長における内部統制の整備によって自己チェック体制を強化するよう法改正すること、また外部監査を導入する場合に議会の議決が必要であり手続きが複雑であることから、議会の議決を必要としないよう法改正をすること。この2項目が充実すれば、現在の監査組織を変更する必要はないと考える。</p>
九州地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「見直し案②」に賛同するが、内部監査役が行う監査等の中で、住民の直接請求による監査並びに住民監査請求による監査については、外部監査人が行う監査に入れた方がより公平・公正な監査が行われるものと考え。</li> <li>・「見直し案②」に賛同</li> <li>・予算的、事務能力的にみても外部監査を行うことは困難である点では、監査機能の共同化は、今後の監査機能を行う上で必要な事項である。</li> <li>・監査事務局の職員は、専門性が不十分であり、外部監査に委ねる事は、この問題を解消するきっかけと考えられる。</li> <li>・内部監査役を残す場合、議会選出の監査委員は不要である。</li> <li>・各案において、監査の外部化が強調されているが、導入に際し当市においては、やはり財政的な問題が大きい上に、外部監査人の人材確保・事務補助の体制においては、特に困難を極めることが予想される。          地方監査協同組織及び共同化についても各自自治体で条例・財務規則等に差異もある為、専門性・資質向上は勿論のこと事務補助の体制次第で、定期・随時の財務監査、外部監査人による例月出納検査等による実査効果が、決算時に大きな影響を及ぼすことも予想される。また、複数の自治体を同時期に決算審査することが可能であるか、内部統制の明確化など、いずれにせよ時間をかけ慎重な議論が必須であると思われます。</li> <li>・監査委員制度の歴史を変えるのであれば、もう少し時間をかけて、各部門(項目)毎に検討すべき。</li> </ul>

	人口区分 5万～10万
北海道地区	<p>今回の制度見直しの端緒として、不適正経理の問題、監査の独立性・専門性の限界にあるとするのであれば、見直し案①②では、長の内部統制部局や内部監査役が定期監査等を行うこととされており、課題の解決にはつながらない。監査共同組織、地方監査共同組織について、特に人的・資金的な面でどのように運営していくのかを明らかにし、監査コストの面からも検討が必要だ。各自治体の規模や財政状況等を勘案して、監査システムを選択できるようにすることも検討の余地がある。見直し案①②において、一定の時期にすべての自治体で実施されることとなる決算等審査にあたって、資格要件を備えた外部監査人が全国の自治体で十分確保できるか疑念が残る。監査責任に係る規定等を整備するように見受けられるが、この責任とはどのようなものを想定しているのか。</p> <p>外部監査人へ移行するためには、地方自治体の業務にも精通した監査能力の高い人材が多数必要だ。その養成方法についても具体的な検討を、また、内部統制担当部局については、確実な実行をお願いしたい。</p>
東北地区	<p>①に賛成</p> <p>①③に賛成</p> <p>②に賛成</p> <p>③に賛成</p> <p>外部監査人の活用に賛成</p> <p>現行制度を全否定するのではなく、正当な評価を。監査共同組織の概要が不明</p> <p>財政援助団体監査の廃止は反対</p> <p>外部監査人の活用は賛成。但し、民間的な監査方法が万能ではない</p> <p>外部監査人の活用は賛成</p> <p>現行制度を見直す必要はない</p> <p>①で定期監査を内部監査で行うとしている点は賛成できない</p> <p>①賛成だが、外部監査人の行う項目について再検討が必要</p> <p>監査結果等が事務事業に十分反映されるように、監査権限の明確化が必要。組織のスリム化が進められている中で、内部統制システムが十分に整備できるのか。独立した執行機関としての内部監査役の制度は必要。地方監査共同組織の設置は、地方自治の主権、行政運営の効率性の観点から慎重な検討を。監査人の監査後の責任については、十分な配慮と慎重な検討が必要</p> <p>大変良い方向で見直しの検討がなされている</p>
関東地区	<p>見直し案①は、内部統制担当部局を新たに設置する必要があるため、組織等の体制整備を迫られることになる。</p> <p>②は、監査の種類によっては内部で行った方が効果的な監査もあるので、内部と外部の監査区分の検討を慎重に行っていただきたい。</p> <p>また、③は市によって監査手法等に相違があるため、共同組織が公正で合理的な基準等を作成できるかどうか、という問題がある。</p> <p>「十分な議論をするためには時間がさらに必要」</p> <p>独立性が必要なので、見直し案③が望ましい。</p> <p>制度改革については、十分議論をつくす必要がある。</p> <p>見直しに肯定的な意見</p> <p>小規模自治体は職員数等の状況により長の内部統制が十分機能しない恐れがある。</p> <p>財政難のため外部監査の費用負担について不安がある。</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要である。</p> <p>監査の外部化には賛成</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>人口規模(財政規模)に対応した制度設計が必要ではないか</p> <p>十分な議論をするために時間が必要。</p> <p>自治体の規模を踏まえた意見を取り入れ、すべての都市が運営できるような制度にすべき。</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p>



東海地区	<p>方向性となれば見直し案②。①は外部化しなくても現行事務局の機能強化、人員充実で事足りる。③共同化の体制作りが困難であり、広域連合と同じようにはいかないと思われる。</p> <p>資料の「監査制度の見直しの方向性について(たたき台)」の詳細説明もなく、唐突な意見聴取はいかがなものでしょうか。総務省は、今後、地方行財政検討会議などで議論し、来年の通常国会に提出する地方自治法改正案に反映させるという方針のようですが、内容的には根本的な大改正となるものなので、このようなときこそ、各都市監査委員会で十分議論し、方向性を出すべきであると考えます。形式的な地方からの意見聴取をもつての自治法改正は地方分権に逆行するものであり、かつ拙速であると考えます。</p> <p>名古屋市と同じ意見です。健全化判断比率の審査については、外部監査人による審査が適切かと考えます。</p> <p>1. 見直しの方向性として、長の内部統制等への依存が認められるが、監査制度の見直しに併せて、内部統制などの仕組みも整備していかなければならない。そのことが市長部局にどれだけ認識されているのか。今回は監査制度の改革が前面に出ており、市長部局における内部統制などの整備についての意識が低いことが懸念される。</p> <p>2. 既存の監査委員、内部統制担当部局、外部監査など、監査機能をもつ部局などが庁内外にいくつも存在することになるが、役割分担を明確にしないと権限の所在があいまいになりがちである。</p> <p>3. 行政評価自体がうまく機能しているとはいえ、また全国一律のルールで作成されているわけではないので、監査機能を期待できるシステムとは言い難い。</p> <p>4. 同じ事業であっても、地域によって対象や手法がかなり異なることがあり、地方監査共同組織での監査は難しい面も考えられる。</p> <p>5. 外部監査人がいくつかの審査や検査、監査を担う想定になっているが、そもそも単式簿記・現金主義に通じた外部監査人は少なく、適正な監査が担保できるか逆に不安である。</p> <p>ゼロベースの見直しを必要とするほど現行制度が機能していないとは考えていません。当市においては、監査体制を見直し、平成21年度から事務局職員を兼務から選任とし、その後、外部監査(個別監査本年3月、包括監査本年6月)条例の制定も行い、監査の強化が図られているところであります。</p> <p>市長、議会関係者等幅広く意見を聞き、十分な議論が必要と思われる。</p>
北陸地区	<p>○見直し案②が適当と考えるが、以下の点について検討が必要。</p> <p>①例月出納検査は日々の出納状況の検査を要求されるため、内部統制体制の整備による自己チェック機能の強化により正確性のチェックをすべきと考えるため、内部監査が適当。</p> <p>②住民の直接請求及び住民監査請求による監査は外部からの請求による監査であり、住民自治の保障の観点から独立性をもった外部機関の監査が適当。</p> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請願の措置としての監査は議会の採択であり、内部監査が適当。</li> <li>・共同設置機関の監査は複数の公共団体が存在するため、外部監査が適当。</li> </ul> <p>現行監査制度の課題については今回送付された資料に指摘されているとおりで。その課題を解決させるためには、たたき台のとおりのような取組みもありますが、その前に監査基準の設定や外部監査と内部監査の監査機能及び責任の明確化、監査委員事務局の専門性化などまだまだ改良できる余地はありますので、その解決を経て必要なら新システムへの移行を検討すべきと考えます。</p>
近畿地区	<p>見直し案にはいくつかの問題点がある、</p> <p>見直し案③の方向で検討すべきとする意見が複数あった。</p> <p>外部主体の監査の導入は監査の充実・向上につながると期待するが、費用軽減方策を検討する必要がある、多額の経費負担に負担があるとの意見が多くあった。</p> <p>監査外部化の前提として財務書類作成の統一基準整備が必要との意見があった。</p>
中国地区	<p>示されている3つの見直し案全てで、決算に係るそれぞれの審査を外部監査人が行うことになっている。地方の小都市においては自治体の業務内容を把握し監査(審査)を実施できる外部監査人がほとんど存在しておらず、大都市または大手の監査法人に委託する必要があると考える。</p> <p>また、これらの決算審査等の実施期間は約3か月半程度であり、大手の監査法人であっても、この期間において、複数の自治体の決算審査を適正、的確に行うことが出来るのか、疑問が残る。</p> <p>地方自治の一層の発展と住民の利益が擁護されるよう、慎重な審議をお願いしたい。</p>
四国地区	<p>一方、外部監査のあり方としては、決算審査やその前提となる財務に関する事務処理など、より専門的かつ高度な知識を要する監査については、財政状況を対外的により正確に公表することが求められていることから、外部監査人が主体的に担う監査により実施し、監査機能の強化を図るべきであると考えます。その際、外部監査人の資質・能力を高めるための全国統一的な共同設置機関を設けるなど外部監査機能の強化・組織化は効果的であると考えます。</p> <p>現行制度の課題等に記載されているとおり、監査機能の在り方についての基準が不明確であり、他の問題についても同様の意見である。</p> <p>現行案(たたき台)では、制度上の問題としてまとめられているように感じ、実態に即した形で問題点を整理すべきではないか。</p> <p>また、自治体の規模(財政規模等)も考慮し、検討することも必要ではないか。</p> <p>現行システムからの移行が必然であるならば、単純に考えれば見直し案③が効率的で経費面でも軽減できそうだ。</p>

九州地区	案①の「長の責任の明確化及び監査機能の外部」を取り入れることで、監査の外部化を進め、独立性・専門性だけでなく公平性・透明性の高い運営ができるのではないかと。ただ、多くの自治体の財政が逼迫状態で委託料等の問題がある。
	自治体の種類、人口規模、実情を考慮せずに、一律に制度の改革、見直しをすることは無理である。
	制度の改善は必要と考えるが、監査委員の権限強化や統一した監査基準の制定などを先行させるべき。
	今の監査が、全国レベルで一部機能していないことで、現行の監査委員制度について廃止を含め、ゼロベースで大胆に制度を見直すことには疑問である。
	総務省は、都道府県と市町村が共同で、監査の専門組織を設置し、その組織から監査人を派遣するという仕組みを検討しているが、現行の長が監査委員を任命する制度のもとでも、監査がさらに有効に機能できる余地は大いにある。
	まず、自治体監査が「内部監査人」としての使命を明確に自覚し、組織運営の問題点を早期に発見し、改善を勧告することを自覚して活動することである。そして、間違いをチェック、改善し、ルール違反がどんなリスクを組織と職員にもたらすかを、明確に説明し、自治体組織の信用を守ることは、財務監査だからこそ果たされているのではないかと。実際、出先機関を抱えている自治体では、学校・公民館など多くを監査していることで、事故を未然に防いでいる。組織内部の人間が自らの属する組織に対して監査を遂行することは、十二分に可能である。
	現行の監査を補完する方法として、監査人(監査委員・事務局職員)の意識改革、監査の資質の向上を図るために、まずは、研修の充実を図っていただけたらと考える。
	監査制度の見直しに当たっての課題等は、お見込みのとおりだが、外部監査契約の締結を必要としない都市にあつては、外部監査契約の実績がなく、判断に迷う。
	現行制度に則するものであつても、運用面での手引き書など統一的な基準や監査能力の向上を高める、全国単一組織機構の確立が具現化していない現状にあつては、今回を契機として各地区監査委員会組織のなかで、もっと時間をかけた議論をする必要があるのではないかと、思料する。監査機能の共同化によって統一的な監査の確立、や内部統制体制の整備は、当市にとつても意図するところであり、「見直し案③」に賛同する。
	次の点について疑問がある。
	・見直し案①について、監査共同組織は「全国単一」とあるが、その構成・組織はどのようになるのか(当該組織は「国」の機関か、「事務組合」のような組織か民間なのか。)。また、長の補助機関としての内部統制体制とあるが、独立機関としない理由が分からない。
	・見直し案②について、「内部監査役」がなぜ「会計管理者とは別に独立した執行機関」となるのか、財務監査以外の住民監査請求等監査との関連が不明である。また、内部監査役と内部統制部局の関係はどうなるのか、内部監査役の下に事務局が置かれる場合の職員は当該自治体職員なのか、プロパーなのか。
	・見直し案③について、「地方監査共同組織」は都道府県を含むのか、そして、その職員は各自自治体からの出向なのか、プロパー職員なのか。また、当該組織と自治体の位置づけ、権限等はどうか。
	「見直し案③」に賛同
	外部監査人に監査を委託すると現行よりも経費が増大するが、単費で行うのか。
	内部監査役制度は現行制度の縮小版であり、抜本的な見直しにならない。
	監査共同組織の設立は、組織の概要が不明で、人材の確保、費用負担はどうか。
	外部監査人の数が圧倒的に不足し、十分な監査ができないのではないかと。
	内部統制体制の整備について、長に義務化し、責任を明確にすることで、職員の職務執行が向上する。
	長の補助機関として、内部統制担当部局がモニタリングを行うことで、効率性向上。
組織を都道府県単位で構成し、決算審査・健全化判断比率の審査等専門知識による効率的監査が可能となる。	
費用面や事務量を考慮し、例月出納検査は共同化から内部統制に移す。	
「地方行財政検討会議」において指摘されているように、監査委員、外部監査による現行の監査制度においては、いくつかの課題等があるため、制度の見直しに向けての議論は理解できます。	
現行制度の課題等を整理(現状を把握)することで、その対応策が見えてくると思いますが、現行制度の廃止をも含めたゼロベースからの論議となっています。仮に、現行制度の廃止が決定されれば、全国の地方自治体の予算、組織等に影響を及ぼすため、各自自治体からの代表議員及び関係者からも意見を聞き、時間をかけて議論をすることが肝要かと思われます。	
内部監査のあり方と内部統制システム、外部監査のあり方、監査を担う人材の確保、監査の基準等、検討項目は多岐に亘っておりますが、現時点では、監査委員及び事務局職員による内部監査機能強化のため研修による資質の向上や、外部の専門家である弁護士、税理士、公認会計士等も、組織的な監査手法等に関する専門的知識及び行財政制度についての研修等、資質の向上を図ることが必要と思われます。	
3案とも一長一短があると思われます。現段階において、それぞれの是非について判断し兼ねます。	
①②案の外部監査人への委託について、入札等で委託先が短期間で入れ替わる場合、現在の自治体監査の能力を上回れるか懸念する。	
自治体側について、文書化されていない運用等の整備が必要。	
3案中③が望ましいが、証憑類のやり取りや閲覧等を考えると、地方監査組織は県に数箇所必要ではないかと。	

人口区分 10万～25万	
北海道地区	<p>・適正な行政運営を確保していくためには、内部統制システムの構築が重要だ。その上で、このシステムを評価するため、長から独立し、一定の習熟度をもって監査を行う機関が必要である。いずれにしても、地方公共団体の規模に応じて最良のシステムを選択できることが必要である。内部統制システム、地方監査共同体の具体的な形が判然としないことから、さらに議論を重ね、より詳細に示されることを望む。</p> <p>監査制度の見直しに当たって、根本的な議論が不足しているように感じている。長、議会、監査委員及び住民の果たすべき役割と責任について、幅広い議論の必要がある。監査委員を自治体の執行機関として一の団体内に位置付けている限り、監査の独自性や専門性を確保することは困難であり、最終的には、団体から完全に独立した ものとして位置付ける制度設計が必要と考える。しかしながら、自治体の規模には相当の差があり、画一的な制度ではまともでない可能性も想定されるため、複数の選択肢を設けることや、段階的に新制度への移行を行えるような手法の検討が必要と考える。</p>
東北地区	<p>① に賛成</p> <p>② に賛成</p> <p>③ に賛成</p> <p>①に関しては、外部監査人に十分な地方行財政制度についての知識が必要。②に関しては、経費増が心配。③に関しては、効率的な監査がおこなわれるかどうか懸念</p> <p>内部統制体制の整備が重要</p> <p>②に賛成だが、職員による現金等の損害事実の有無の監査は外部監査人に、例月出納 検査は内部監査役に</p> <p>不適正経理等の防止には内部統制システムの整備を。内部監査と外部監査の監査機能の明確化は必要</p> <p>自治体の会計システムに違いがある中で、単一の監査基準で監査できるか。共同化は規模の小さな自治体にはメリットがある</p> <p>自治体の現場を踏まえ、現実的で、価値の高い監査を目指す、ということに配慮を</p>
関東地区	<p>別添のとおり</p> <p>財政援助団体等の監査を長が実施するとあるが、財政援助団体等は、会計において複式簿記を採用している団体が多いにも関わらず、市長部局は、会計に対する専門的知識を有していないケースが想定される。監査対象となる団体によっては、むしろ監査を強化して外部監査などの導入を検討すべきである。</p> <p>十分な議論をするには時間が必要である。</p> <p>外部監査人には、人材の確保、経費と事務の負担など充分考慮されたい。また、見直し案②の内部監査を継承しながら、監査の透明性、公平性をより高めるために、③の外部監査人の共同化についても配慮されたい。</p> <p>内部監査と外部監査、監査共同組織と外部監査人などの関連、組織体制など具体的に見えない。また、監査共同組織は各市の実態を把握して進めないと、人的面も含めて監査の実行性に課題がある。</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>多方面から慎重に議論する必要がある。</p> <p>地方自治体の責任において、実態に即した適切な処理が行えるような監査制度の改正を望む。</p> <p>まずは、内部監査制度の見直しを行うべきである。</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>全市町村にアンケートをとり、結果を参考に進めるべき</p> <p>現場の声を反映させた十分な議論をつくしてほしい</p> <p>意見をまとめ議論をするには更に時間が必要。</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p>

東海地区	<p>長、会計管理者、議会など、影響のある関係者に幅広く意見を聞き、拙速に議論を進めることのないようにしていただきたい。</p> <p>たたき台では、市長や議会の権限についての内容も含むため、監査委員だけで回答できるものではないと考えます。 よって慎重に議論を進めていただきたいと思います。</p> <p>財務四表の監査における取り扱いを論議して欲しい(現在は法的根拠もない)。</p>
北陸地区	<p>・本市では現行制度の中で、十分監査機能を働かせていると考えています。関係人に対して調査を行ったり、学識経験者から意見を聴いたりして、現行の監査制度をフルに活用しております。資料の「現行制度の課題等」に記されているような具体的な問題点は見えません。</p> <p>・監査委員を補助する職員は異動した部署が多ければ多い程、様々な経験を得、広い見識の上に立った監査が出来るのであって、ローテーションをしたこともない監査に対する特定の知識だけの職員では、偏った監査になると考えます。</p> <p>・監査基準が不存在と言っているが、「監査手帳」(全国都市監査委員会発行)というしっかりしたものが、その基準に基いて監査を行っています。</p> <p>・このように、課題そのものに疑義を抱いている状態では、それ以降の議論には進めません。その前提の上で、提案された見直し案について、敢えて意見を申し述べます。</p> <p>・内部統制では、現行制度のような独立した立場でのチェック機能は望めません。であるから、定期財務監査、随時監査を市長の指揮下の内部組織で行うのには疑義があります。</p> <p>・行政監査を廃止するとしていますが、財務監査時においても、行政事務に及ぶこともあり、監査委員の及ぶ監査対象の権限を制限しないよう望みます。</p> <p>・住民監査請求については、少しでも現行の内部監査のような主観を廃除するためにも、外部主体による監査が適切かと考えます。</p> <p>・財政援助団体は、監査の着眼点として例えば補助している市長がきちんと交付先の実態や補助効果を把握しているかもチェックするものであり、市長が監査を行うのでは十分なチェック機能は働かないと考えます。</p> <p>・指定金融機関の監査は、最近数年行ってなく、また会計管理者からの検査報告を提出させているのみの実態から、会計管理者等の監査で充分かと考えます。</p> <p>・内部監査機能の共同化については、あまりに広域的ではなく、南加賀程度の広域で行うのは、監査の充実につながると考えます。</p> <p>・外部主体の対象の監査は、例月出納検査、基金の運用監査、健全化判断比率の審査に留めるべきであり、決算審査にまで及ぼすのは拡大し過ぎるもので、内部主体による監査が相当と考えます。例えば、公営企業会計で引当金が各市バラバラであり、引き当てをしていない事業体にとって、税理士の立場で厳格に指摘されると一気に累積欠損金が膨らむ等、混乱をきたすことが懸念されます。</p> <p>・包括外部監査、個別外部監査については、今後の外部監査制度のあり方の中で考慮すべきで、充分代替できれば廃止ことも一手段かと考えます。</p> <p>将来的には、見直し案③「監査機能の共同化」の方向での制度設計が望ましいと考える。</p> <p>1 監査の独立性、専門性をより高める。</p> <p>2 事務局職員は、異動により他部局職員との一体性が強いと、例えば、慣習的な不正行為等を是正する機能を十分に発揮できない。また、専門的な知識・経験が不十分である。</p> <p>3 公認会計士、税理士等の外部監査人は、専門的知識を活用できる分野においては、機能を発揮できるが、地方公共団体の財務事務をチェックする上での知識・経験があるとは限らない。</p> <p>4 地方の各自治体においては、外部監査人としての適任者を確保することが難しい。</p> <p>5 これらのことから、地方公共団体による監査共同組織を設立して、監査等を共同して行なう案が望ましい。</p>
近畿地区	<p>見直し案①②③共通の課題として、外部監査人の確保、委託経費負担、事務処理及び</p> <p>決算審査など正確性を監査する業務については、外部監査人の活用が有用であるなどの意見があった。</p>

中国地区	<p>見直し案①について      現行でも不足気味な外部監査人について、短期間に集中する業務の受託者が確保できるかどうか、また委託経費等で人口規模の小さい自治体の負担が過大となる可能性が高い。</p> <p>見直し案②について      内部と外部の監査機能の明確化の考え方に肯定する。決算審査の時期が限定されている中で体制整備が可能かどうか。</p> <p>見直し案③について      共同組織で全ての市町の審査意見書を作成することは困難ではないか。監査組織の肥大化により経費の増大、効率性の悪化など十分に機能する組織として構築できるのか不安である。会計検査院と同様の組織を視野に入れているのであれば、現在の定期監査より年間の監査実施件数がかなり少なくなる可能性がある。</p>
四国地区	<p>まず、内部監査のあり方としては、内部統制体制を確立させることを前提として、内部監査機能の確立および内部職員の独立性の確保の観点から、独立した機関である「内部監査役」の設置は必要であり、定期財務監査や住民監査請求監査などについては、複雑かつ膨大な市政業務に精通した「内部監査役」が担当すべきであると考えます。</p> <hr/> <p>まず、現行制度の課題において、内部監査と外部監査を比較し、監査機能が不明確であるなどの点を記載されているが、本市では、外部監査制度は導入していないので、主に、監査の専門性や独立性の観点から検討すると、以下の点に注意が必要である。</p> <p>例月出納検査や定期財務監査等は、決算審査の一部として位置づけられるが、3案とも監査主体を内部と外部に分け、一連の監査業務を分けて実施する案となっているが、これら業務については、一体での監査が求められる。</p> <p>また、監査主体を内部と外部に分ける場合でも、現在の案とは逆に、正確性が求められる例月出納検査や決算審査は、内部監査で対応が可能であり、外部監査では、主として、専門性や3Eが求められる監査を実施すべきである。</p> <p>住民監査請求等は、現行では、個別外部監査を除き、内部監査で判断を下しているが、外部監査人が監査を実施すれば、より監査の独立性が保たれるのではないかと考える。</p> <p>また、財政的援助団体等の監査の長実施、指定金融機関監査の会計管理者実施、行政監査の廃止には違和感がある。</p> <p>(まとめ)      内部監査が不十分ということであれば、3つの案の中では3案が妥当であると考え、業務の範囲や業務分担については、問題があるのではないかと考える。</p> <hr/> <p>包括的には③案に賛成。</p> <p>地方監査共同組織がどの範囲毎に設立されるかが不明であるが、この際、全国の当該組織間で監査基準が異なることのないよう、全国一律の基準作りとその運用が求められる。</p> <p>また、監査後における当該共同組織の責任をうたっているが、その責任範囲の明確化が不可欠。</p> <p>今日まで長きに渡り、監査基準や手法が地域間で異なる中自治体監査が実施されてきたこと等を考慮すると、当該基準策定の困難性と、運用時の自治体の大きな混乱が予想される。</p> <p>法改正等を含め、地方自治体への周知徹底等、周到な準備期間を設け、慎重に 制度改正を進めていく必要があるものと思慮される。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3案に絞った議論は拙速である。</li> <li>・ 現行の監査委員による内部監査を「内部統制部局」が担うことは、外部の関与を除外するものであり、避けるべき。</li> <li>・ 監査事務局職員が、監査に関する専門的知識等を備えることが必要である。事務局職員への有資格者の登用など人材確保と資質を図ることが重要。</li> </ul> <p>現行、監査委員が行っている財政援助団体等の監査を廃止し、長が監査するとあるが、この件について疑問である。</p> <hr/> <p>・ 財政援助団体等の監査を通じて感じたことであるが、行政の長がきちんとした行政を行っていれば長に監査を委ねても問題ないと思われる。しかしながら、一歩間違えると行政の長の考え次第で、財政援助団体等が、本来の姿と違った方向へ流される懸念を感じるところである。</p> <p>もう少し議論が必要ではないだろうか。</p> <p>あくまでも一般論であり、行政の長の権限は強いことから、先々のことを考えての意見で</p>

九州地区	各案とも監査基準の明確化を求めているが、会計制度の見直しが前提として必要。
	明確な責任規定を定めた場合に監査委員の背負うリスクが増大するが、それに見合った身分保障（報酬の増額等）が必要となる。
	地方において、外部監査人の確保ができるか。また、委託に伴い発生する費用負担は、現行の財政状況では重荷である。
	地方監査共同組織を設立した場合に適切な人材確保ができるか。また、職員の身分は。
	監査制度の見直しについては、政令指定都市、中核市、それ以外の自治体において、ガバナンスのあり方、予算規模、監査委員及び事務局の人員体制など、それぞれに違いがあり、同列での議論には無理がある。それらのことを踏まえ、方向性を見出して欲しい。
	・ 監査を外部化する場合 ① 費用（財政的負担）はどうなるのか。小さい団体は、財政的に苦しいであろうし、また、大きい団体は、監査請求等の件数が多いため、負担が大きくなるのではないと思われる。 ② 外部監査人の基準はどうなるのか。地方は会計士等が少ないため、外部監査人の確保が難しい。資格と責任（報酬と職務、人材の数など）の兼合いはどうなるのか。 ③ 内部からの事務補助体制はどうなるのか。全て外部監査人で行なうのか。②及び③については、費用の問題にも通じることになる。
	・ 独立性・専門性の向上のためには監査の外部化は避けて通れないとすると、内部監査と外部監査が明確化されている②案が現実的に妥当と思われる。
	・ 財務監査は団体ごとに差異があることから③案における地方監査協同組織の設立は困難と思われる。
	・ たたき台を見た限りでは、見直し案①はどうかと思うが、詳しくわからないので、今後、検討される動向を見極めたい。
	見直し案②<内部と外部監査機能の明確化>について ・ 外部監査が行う監査について、決算審査、例月出納検査があるが、この2つの監査は、不適正な経理処理の指摘を含め、財務全般のチェックを行う業務であり、行財政制度及び財務会計制度に関する経験・知識が求められることから、外部監査が行うことには疑問を持つ。 一方、住民の直接請求による監査、住民監査請求による監査は内部監査役が行う監査等となっているが、この2つの監査は、地方公共団体の長が行った業務に関して疑義が生じた際に、住民からの請求に基づき行われる監査である。内部監査役が長から独立した立場にあるとは言え、同一の地方公共団体に属していることから、外部監査が望ましいとの考えを持つ。

人口区分 25万～50万	
北海道地区	<p>・見直し案③が妥当と考える。現行の外部監査人制度は、費用の問題のほか、必ずしも行政法、自治体内部の実務に精通していないことから、一部において形式的、空論的で、結果的に措置が講じられないものが生じている。このことから、現行制度に問題があるのであれば、抜本的な改正を実施することが必要で、自治体の実務に精通している職員と、法律・会計の専門家で構成する地方監査共同組織を立ち上げることで、費用の問題、監査の実効性等の課題が解決すると考える。</p>
東北地区	<p>ア. 外部監査人が各自自治体の膨大な決算事務を限定された期間内に従前どおり遂行できるか疑問であり、費用の点も心配。  イ. 地方監査共同組織は、共同化による効率化が期待されるが、現実的に行政情報に精通した人材の確保、決算等業務の集中への対応など、その運営の実現性に疑問が残る。  ウ. 全国自治体において行政評価体制は必ずしも定着しているとはいえない状況にあるので、行政監査廃止は疑問。  エ. 全国単一組織による監査基準の設定、資格付与及び共同研修についての提案があるが、現行制度下における全国都市監査委員会の機能の拡充に取り組むべきと考える。</p>
	<p>ア. 監査主体側の責任の明確化には賛成だが、監査等の実施にあたっては、現実的に抽出調査で監査を実施している中で、調査対象から除外した案件から発生した問題に対して監査主体の責任を問うことは無理があり、責任の範囲について整理が必要と考える。  イ. 現行制度では、監査側が被監査側に指摘や指導を行っても、被監査側には当該指摘等に従うことが明確には義務付けられていない。監査主体側の責任の明確化にあたり、被監査側にも義務付けを行うなど、監査そのものの実効性担保との整合性を図る必要がある。  ウ. 財政健全化法の施行により、決算数値の不正操作等が防止されていると認識している。  エ. いずれもの案でも、外部監査人は大きな役割を担うこととなるが、地域の実情に明るい者が選任されなければ、全国画一的な通り一遍の監査に終始してしまう懸念がある。外部監査人に多くを依存した見直し案①よりは、見直し案②③の方が、より地域の実情を勘案した監査制度に即していると考ええる。</p>
	<p>ア. 案①～③とも外部監査人が決算審査等の審査を行うことになるが、これらは、業務が一定時期に集中する。全ての地方公共団体が外部監査により行うことが可能であるか論議を尽くす必要があると思われる。  イ. 案②の「内部監査役」は、現行の監査委員制度との違いが明確でなく、また、内部統制体制の整備との関係も不明瞭である。  ウ. 案③の「地方監査共同組織」の体制は、地方公共団体によって組織・規模や体制に大きな差異があることから、現行の監査制度から監査共同組織による監査へ円滑な移行を図るためには、解決すべき多くの問題点があると考ええる。</p>
	<p>ア. 監査事務局職員の独立性・専門性を恒常的に確保することは、市町村レベルでは困難な状況であると思われる。  イ. 民間における経済的合理性・効率性のみで評価できない面もあるのが地方自治体の業務である。この点が外部監査人による監査の心配な点である。  ウ. 共同組織化は自治体の財政負担の軽減化にもなると考えられる。、全国単一の共同組織と都道府県単位の共同組織設立のそれぞれの地方自治体の経費負担については、どのように制度設計するのか関心がある。</p>
	<p>ア. 制度の見直しを進めるに当たっては、外部への委託経費、受検する側の職員の業務量等を十分に考慮する必要がある。  イ. 不正やミス等の根絶については、外部が主体となった監査のみでは解決できないため、内部統制を行う組織の充実を図るべきである。</p>
	<p>外部監査の導入、監査共同組織の設置は、自治体の特性を生かした対応が望まれる。また、見直しの前に、国際会計基準にも準拠した自治体会計の基準統一、内部統制の整備を行うべきで、見直しに当たっては、監査委員・有識者・自治体職員等、幅広い層から意見を集約する必要がある。</p> <p>監査機能の共同化は、広域監査の可能性などの課題を調整する必要がある。また、見直しに当たっては、費用対効果等を含めた研究が必要である。</p>

<p>関東地区</p>	<p>『[見直し案①について]「現行制度より後退する感が否めない。現行制度に準じた体制の整備を図る必要がある。」 [見直し案②について]「内部統制を強化したバランスのよい改革案である。内部監査役に監査責任を負わせるためには、その要件を明確にする必要がある。」 [見直し案③について]「全市町村を所掌する共同組織は運営困難と思われる。事務局を設置できない町村等が共同設置することでよいのでは。』』</p> <p>早急に見直すべきである。</p> <p>十分な議論をするためには時間がさらに必要</p> <p>実施に向けた課題について、具体的な整理を行った上での議論が必要である。</p> <p>損害賠償責任の強化については慎重な制度設計が必要</p> <p>実現性が高いのは案②。内部統制の実効性には疑問がある</p>
<p>東海地区</p>	<p>ゼロベースの見直しを必要とするほど現行制度が機能していないとは考えていない。また、「たたき台」では現行制度における長や議会の権限の廃止等を前提とした案が提示されているため、監査委員のみで各案の是非等を回答できるものではないと思われる。長、会計管理者、議会など、影響のある関係者に幅広く意見を聞き、拙速に議論を進めることのないように検討していただきたい。</p> <p>今回の「たたき台」で示されている案は、現行制度における長や議会の権限の廃止等を前提とした案の提示であります。 しかし、現時点では現行監査制度が、それほど機能していないとは考えておりません。 また、制度のゼロベースでの見直しについては、手法としては理解できますが、「たたき台」の案の提示においては、現行制度の課題をしっかりと議論したうえで案の提示が望ましいと考えます。 したがって、「たたき台」の案は、監査だけで回答できるものではなく、長、会計管理者、議会など、影響のある関係者に、幅広く意見を聞く必要があると考えております。 また、拙速に議論を進めることのないようにしていただきたいと考えております。</p> <p>現監査制度がゼロベースから見直しをしなければならないほど機能していないとは考えておりません。また、現監査制度における例月現金出納検査や決算審査等では、数字の正確性を担保する適正性監査から、3EまたはVFM監査を主とする適切性監査にシフトしている中で、数字の正確性だけでない部分をどのように捉えていただけるのか懸念されます。 また、「たたき台」では、自治体が負わなければならない負担をどのように捉えているかなど不透明な部分も多く、見直しによる新制度の費用対効果を十分に考慮していただく必要もあると考えています。加えて、同一時期に同一業務が集中する中で、監査機能が十分に果たせるのかどうかといった課題もあるかと思えます。 なお、見直し案では、長や議会の権限にも踏み込んだ内容となっていることから、長、議会など影響のある関係者からも幅広く意見を聴取し、十分な議論をしていただくことを望んでいます。</p>
<p>北陸地区</p>	<p>見直し案③が、最も現実的に効果が期待できるのではないかと考えます。その中で、内部監査役監査の共同化においては、県及び政令指定都市等を加えた、県単位程度の組織の規模を確保すべきではないでしょうか。監査の専門性をより高めていくためには、従事する職員に対する十分な専門的研修や監査手法を研究・整備するための体制の確保等が不可欠であり、中・小規模の自治体の共同組織では、それを実現するための環境の確保が困難ではないかと考えます。</p>
	<p>動向を注視していきたい、・共通の課題として、外部監査人の確保、経費、執務室の確保が困難な団体もあるのではないかと</p> <p>見直し案②に一部修正を加えた改正案を検討してほしい・外部監査の実施により審査に更に客観性を高めることができる・拙速を避け、実務担当者の意見を十分に聞き、十分に論議を行い、慎重に進めてもらいたいとの意見があった。</p>



近畿地区	<p>監査制度の見直しについては、現行制度のマイナス面だけを捉えるのではなく、監査委員制度を充実・発展させるための見直しが重要であり、全国都市監査委員会において主体的に監査実務の実態や現状の課題等を調査、把握した結果をもとに制度改正が行われることが望ましいと考えます。なお、地方自治法の立法趣旨や地方分権を進めてきた経緯から、一律的な制度として定めるのではなく、地方自治体が自らの判断により、当該自治体の実情にふさわしい制度を選択できるような制度を構築されるよう要望します。</p> <p>また、制度の選択については、地方自治体の長が自らの責任において行うべきものと考えますので、議決などを要することなく、制度を選択できるのが望ましいと考えます。</p> <p>見直し案については、各団体がその実情に応じ、主体的に選択できるような制度とされるよう要望する。</p> <p>(本市においては、現在の制度を活用しながら運用上の改善を図っていくことを目指しているが、見直し案の②ならばその方向性を維持できると考える。) なお、決算審査等を外部監査人に委託することについては、コスト面での検討も必要ではないかと思われる。</p> <p>1 現状の課題認識について 内部監査と(包括)外部監査の役割の修正は必要。(定期監査や行政監査との対象・テーマ等での重複など、必ずしも効率的とはいえない。) 枚方市での例 現行外部監査が、実態はテーマを絞った監査として5年目となっているが、対象となるテーマや題材をみつけるのが、困難になりつつある。またある行政分野を対象とした場合、3年サイクルで行っている定期監査との近い時期での重複が起こっている。</p> <p>2 監査機能別の見直しの方向性について 例月出納検査を含めた決算審査を担う経理専門主体と、定期監査を担う主体を分けて検討する方向は各案とも共通だが、この考え方は理解できる。 要求監査中、住民監査請求監査及び事務監査請求監査の取扱はそれぞれの案で主体が異なるが、住民の権利を第三者的に監査するという点では、それぞれの案の印象が異なってくると考えられるため、監査の在り方だけでなく、地方自治法改正の全体の背景や考え方によっても、評価等が分かれる可能性がある。</p>
中国地区	<p>見直し案において外部監査人が行う監査は、決算審査、例月出納検査、健全化判断比率審査等となっているが、すべての地方公共団体に外部監査人による監査が義務づけられるとそれに伴う経費等は、地方公共団体が負担するのかどうかなどの問題点を慎重に議論し、各自自治体の意見を十分に反映した上で、見直しをしてもらいたい。</p> <p>既に見直し案が出来上がり、現行の監査委員制度が廃止された形となっており、案を検討する時間も限られているので意見を述べるのは難しいが、先ず長及び議会(市長会・議長会)に見直し案の説明をして意見を求めるべきではないか。地方自治体の実情を把握した上で結論を出して欲しい。</p>
四国地区	<p>・自己チェック体制の強化+自らの団体を自らの職員がチェックしないシステムを構築することになっていますが、見直し案①②については、自らの団体を自らの職員がチェックすることになり、現行とあまり変わらないのではないかと。 ・定期財務監査を内部組織で行うことや、財政援助団体等の監査を長が行うことは、現行より後退するのではないかと。</p> <p>現行監査制度が抱える様々な課題に対応するには、内部監査と外部監査の監査機能を明確化することが必要です。</p> <p>まず、内部監査のあり方としては、内部統制体制を確立させることを前提として、内部監査機能の確立および内部職員の独立性の確保の観点から、独立した機関である「内部監査役」の設置は必要であり、定期財務監査や住民監査請求監査などについては、複雑かつ膨大な市政業務に精通した「内部監査役」が担当すべきであると考えます。</p> <p>一方、外部監査のあり方としては、決算審査やその前提となる財務に関する事務処理など、より専門的かつ高度な知識を要する監査については、財政状況を対外的により正確に公表することが求められていることから、外部監査人が主体的に担う監査により実施し、監査機能の強化を図るべきであると考えます。その際、外部監査人の資質・能力を高めるための全国統一的な共同設置機関を設けるなど外部監査機能の強化・組織化は効果的であると考えます。</p>
	<p>・見直しの方向性については特に異論はなく具体的な意見はないが、次の点について疑問がある。</p> <p>・外部の監査にかかる経費について、国や県からの財源の手当てはあるのか。</p> <p>・外部で決算審査や現金出納検査を行う場合、現金主義会計でなく発生主義会計(企業会計)に移行しておく必要があると思われるが、その時期(期限)等はどうに想定しているのか。</p> <p>・市の財政状況に対するチェック等が強化され、市民に対する説明責任能力が向上するのであれば、方向性については問題ない。</p>

- ・監査共同組織等の設立に伴う費用や外部監査に係る委託料等財政負担に懸念。
- ・現状の監査制度にもメリットはあることから、制度の中身は言うに及ばず、費用面の検討を十分するべき。
- ・たたき台については、現段階で詳細な検討はしていないが、現行の監査制度の課題である監査委員制度と外部監査制度との明確な役割の区分、監査の実務を担う職員の問題、また、合議制監査や業務監査とされながらも具体的、明確な監査基準がないことなどの課題解決などに大いに効果のあるものであると考えられる。
- ・なお、今回の監査制度の抜本的な改革にあたっては、内部統制システムの構築が大きな軸であり、市役所内部での検討が急がれる。さらに、改革案については、次の点が懸念される場所である。案①は、本市の考える基本的な方向性と同じであるが、外部監査人が全国単一の監査共同組織であることが可能か・否か、また、監査人となる人材の確保及び監査人との契約金額の設定などの課題がある。案②は、民間企業をモデルにしたものと推定され、案①をさらに強化したものと考えられるが、課題については案①と同様である。案③は、監査機能の共同化を考えているが、これは、都道府県・政令市を除く小規模自治体における監査機能を充実するためには有効と考えるが、複数団体の監査を実施するにあたり、各団体組織や会計などの予備調査等へのロスが課題となる。

人口区分 50万～100万

関東地区	十分な議論をするためには時間がさらに必要
	案③をベースとし、「内部監査機能の共同組織」の職員等は独自採用とし、人事交流等を行わない

区分	一部事務組合
東北地区	②に賛成（石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合）
関東地区	十分な議論をするためには時間がさらに必要
東海地区	現行の監査制度が機能していないとは考えていない。見直し案については、長、議会など影響を受ける関係者からの意見も聞いていただきたい。

### 3. 参考

#### 地方行財政検討会議への出席要請にかかわる意見調整について

武蔵野市監査委員事務局

##### 1 意見集約について

各自治体の意見を集約する方向性につきましては、評価するものですが、極めて短期間（実質3日程度）に、決算事務作業が進行の最中に監査制度の変更という重大な問題について意見集約をするということに疑問を感じます。

行財政検討会議におかれても、各自治体の意見を十分踏まえたうえで、結論を出されることを要望します。

##### 2 内容について

###### ①「独立性・専門性を確保するための外部監査への移行」について

この論議の発端となっている不正経理の防止という点から見れば、都道府県は、自治法で毎会計年度財務、経営に関する包括監査をしなければならないという縛りがあり、また、一般的に監査委員に公認会計士など専門性を有するものが就任している場合が多く、事務局体制も市町村と比べると充実しているという実態がありながら、都道府県レベルで裏金問題や不正が起きています。（新聞報道等の情報）

このことから、外部監査制度を導入して専門性を強化すれば、不正経理などの解消ができるという方向性には疑問が残ります。

###### ② 決算審査について

どの見直し案も、決算審査は外部監査人に任せるものとなっていますが、決算の内容には政策判断に対するものも含んでいるものと考えられ、むしろ外部監査人に任せるのでなく、企業で行われているように、監査機能を高めるため経営会議へ監査委員の参加など、予算執行へのチェック高め、自治体経営を強化すべきものと考えます。

###### ③ 監査共同組織について

これは権限と密接に関連することであり、共同化された組織が、構成される自治体に対しどこまでの監査権限を持ち、指導ができるかを詰める必要があると考えます。寄せ集めの共同体による監査では、形式的なものになります。

現行の監査制度の独立性は確かに十分ではないが、属している自治体の仕事のやり方を経験し、ある程度熟知しているので問題点の把握は容易であります。強弱はあるが審査報告書等の中で指摘し是正等をさせています。問題は、それを制度的に

確保する仕組みがないということで、監査制度の改善をするうえで、必要なものであると考えます。

また、監査対象の範囲は多岐にわたり、膨大な量になるので、監査共同組織が公平委員会等の共同組織を参考にしているとするれば、同じようには機能しないと考えます。

### ③ その他

「住民の直接請求による監査」「住民監査請求による監査」などの外部監査人による監査は、専門的なチェック体制の強化により、住民の感覚というのから乖離していく恐れがあります。これは共同組織で行う場合も同じです。この辺りの問題は自治法との整合性が必要ですが、自治体監査の根本問題であり、機能性、効率性だけを追求するのではなく慎重に検討すべきであると考えます。

また、自治体における行政監査の内容については、十分論議されていなく、内部統制そのものの検討が必要と考えます。

以上であります。時間的な制約があり見直し案（①～③）に対する個別の検討はできませんでしたが、基礎自治体は人口規模をはじめ様々であり、地方行財政検討会議の議事録を拝見していると、本市のような13万都市と政令都市レベルの話が一律に検討されている感想を持ちます。もう少し、時間をかけ各基礎自治体の実態を踏まえ方向性を出すべきと考えます。従いまして、見直し案のいずれも問題があると考えます。

## 「監査制度の見直しの方向性について」の意見について（メモ）

武蔵野市監査委員事務局

### 1 監査制度の見直しに当たっての課題等

#### 現行制度の課題等

##### 内部監査（監査委員）と外部監査（外部監査人）の監査機能が不明確

- ・重複した監査が多数存在する。

##### 意見

政令都市、中核都市以外の多くの市ではこの制度は利用されていないが市町村レベルも含めての表現となっている。

##### 内部の職員の独立性・専門性は不十分

- ・監査委員を補助する職員は、ローテーション人事により監査対象部局と他部局との間を異動していることから、監査に関する専門的知識が不十分である。

##### 意見

一定の質は引継がれている。専門的知識は、補助的なものであり外部の組織に委託することも必要だが、それをチェックする能力は職員に必要（研修、人事の検討は必要）と考える。

##### 現行監査委員及び外部監査人の責任が不明確

- ・責任に係る規定が整備されていない。

##### 意見

善管義務により監査事務は行われているが、「責任の不明確」ではなく、「仕事の分担の不明確」が根本原因。

##### 監査基準の不存在

- ・監査の手法がまちまち。・監査基準として十分なものが存在しない。

##### 意見

監査基準は全国都市監査委員会で作成、各自治体で監査実施準則を策定している。手法は各自治体の事務局体制、監査対象の実態に合わせて行っている。

##### 外部監査人の組織性が不十分

- ・監査人のインアティブで特定のテーマのみを扱うことを前提とした制度のため、包括的に財務の適正を担保するための組織体制となっていない。

##### 意見

監査制度だけでなく内部統制が基本的な問題。

## 2 監査機能別の見直しの方向性について

### 意見

- ① 例月出納検査（§ 235 の 2①）基金の運用状況の審査（§ 241⑤）、健全化判断比率の審査（健全化法 § 3①）は数字のチェックであり、外部主体が担うのは可能
- ② 決算審査は、予算執行のチェックであり、内部統制機能の重要な部分である。Plan Do Check Action のサイクルの一環として自治体の運営と密接に関係するので内部主体が担うのが適当であり、外部は補助機能。
- ③ 行政監査（§ 199②）は、現行制度では、議会の監視機能や長の行政評価に問題があるとして、補完的機能を監査に持たせたもの。むしろ、勧告に対する実施義務などを強化することを検討すべき。廃止は後戻りである。
- ④ 住民の直接請求による監査（§ 75）、住民監査請求による監査（§ 242）は、自治法における住民参加の保障であり、民間などの外部の主体に委ねることは問題がある。できるだけ独立した機関として、現状では監査委員であるが、ほかにあれば検討の余地はある。
- ⑤ 財政援助団体等の監査（§ 199⑦）は、長がチェックすることは現状で行ってなっているが、それが不十分であるから監査委員が行っている。廃止は逆戻りである。

## 3 見直し案①<長の責任の明確化及び監査機能の外部化>の考え方について

### 意見

- ① 定期財務監査、随時財務監査を長が行う内部統制とすることは、これまでの仕組みではできないから、監査委員が行うことになったもの。合規制部分を外部監査人委ねても同じと考える。
- ② 政監査の廃止は上記の 2 の①の理由で反対である。
- ③ 決算審査を外部監査人が行う監査とするのは、上記の 2 の②の理由で反対である。
- ④ 住民の直接請求による監査、住民監査請求による監査を外部監査人が行う監査とするのは、上記の 2 の④の理由で反対である。
- ⑤ 財政援助団体等の監査を長がすることは、上記の 2 の⑤の理由で反対である。
- ⑥ 長又は議会の請求による監査の廃止については意見を保留する。

### ・改正案の考え方について

### 意見

#### <監査のあり方>

全国単一の監査共同組織はイギリスにおけるイメージで提起しているが、イギリスは各地方政府のあり方が日本と異なり、導入には多面的な検討が必要。



公信性を担保するため、監査は一部を外部化するのはよいが、決算審査などは外部化によるデメリットがあるので各業務を精査し一部を外部化する必要がある。

<内部統制体制の整備>

記述内容の方向性は是とする。

#### 4 見直し案②<内部と外部の監査機能の明確化>について

##### 意見

- ① 行政監査の廃止は、上記の2の①の理由で反対である。
- ② 決算審査を外部監査人が行う監査とするのは、上記の2の②の理由で反対である。
- ③ 財政援助団体等の監査を長がすることは、上記の2の⑤の理由で反対である。
- ④ 長又は議会の請求による監査の廃止については意見を保留する。

##### ・改正案の考え方について

##### 意見

<内部統制体制の整備>

記述内容の方向性は是とする。

<内部の監査のあり方>

「長の補助機関である会計管理者とは別に独立した執行機関として「内部監査役（議会の同意を得て、長が任命）」を設ける」については、執行体制への経営参加も含めてさらに検討の余地があると考ええる。

<外部の監査のあり方>

3の見直し案①における改正案の考え方<監査のあり方>と同じ。

#### 5 見直し案③<監査機能の共同化>について

##### 意見

- ① 内部監査役監査の共同化については、3の見直し案①における改正案の考え方<監査のあり方>に述べたことに加えて、権限と密接に関連することであり、共同化された組織が構成される自治体に対し、どこまでの監査権限と指導ができるかを詰めなくてはならない。  
現行の監査制度では、属している自治体の仕事のやり方を経験し、ある程度熟知しているので、問題点の把握は容易であるというメリットもある。  
基本的に共同化には疑問が残る。
- ② 決算審査を外部監査人が行う監査とするのは、上記の2の②の理由で反対であり、共同化ではなおさら決算審査内容が希薄なものになると考える。
- ③ 行政監査の廃止は、上記の2の①の理由で反対である。

④ 長又は議会の請求による監査の廃止については意見を保留する。

・改正案の考え方について

意見

<内部統制体制の整備>

記述内容の方向性は是とする。

<内部監査機能の共同化のあり方>

上記に述べたように共同化には疑問が残る。まして、都道府県単位としているが、市町村レベルはどうなるのか見えない。地方政府は、多様性を持って行政を執行している。成果を評価する手段の一つとして決算審査等があるが、全国統一的に行うことが、地方分権、地域主権のあり方なのか疑問が残る。